

平成 25 年度

島と周辺海域の
持続可能な開発の推進に関する調査研究
報 告 書

平成 26 年 3 月

海 洋 政 策 研 究 財 団
(一般財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

はじめに

海洋政策研究財団では、人類と海洋の共生の理念のもと、国連海洋法条約およびアジェンダ21、The Future We Want等に代表される新たな海洋秩序の枠組みの中で、国際社会が持続可能な発展を実現するため、総合的・統合的な観点から海洋および沿岸域にかかわる諸問題を調査分析し、広く社会に提言することを目的とした活動を展開しています。その内容は、当財団が先駆的に取り組んでいる海洋および沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域や大陸棚における持続可能な開発と資源の利用、海洋の安全保障、海洋教育、海上交通の安全、海洋汚染防止など多岐にわたっています。

このような活動の一環として、当財団ではボートレースの交付金による日本財団の支援を受け、本年度より3カ年計画で「島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究」を実施することとしました。この事業は平成21年度から平成23年度まで実施された「島と周辺海域の保全・管理に関する調査研究」の第2期にあたるもので、島と周辺海域における持続可能な開発に向けて島嶼国や国際社会が推進すべき政策の具体化について検討を行い、その実現を目指すものです。

島嶼国は、今日、地域的な環境問題や地球規模の気候変化・変動により、島と周辺海域の持続可能な開発をめぐる様々な問題に直面しています。島嶼国のみで、これらの様々な問題に取り組んでいくのはなかなか困難であり、国際社会の協力の必要性が指摘されています。このため、本事業では、島と周辺海域の持続可能な開発の推進について、太平洋島嶼国やその周辺国の研究機関等と連携しつつ、その解決を目的として調査研究を進めてお

ります。本年度は平成26年度に開催が予定されている第3回小島嶼開発途上国会議（SIDS）に向けて、第1期の成果として取りまとめた「島と周辺海域のより良い保全・管理」の提言にさらに検討を深め、必要な提言をとりまとめました。この提言が、太平洋島嶼国をはじめとする島と周辺海域の諸課題の解決に向けた政策策定・実施のために役立つことを期待します。

最後になりましたが、本事業の実施にあたりまして熱心なご審議を頂きました「島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究」の各委員の皆様、本事業にご支援を頂きました日本財団、その他多くの協力者の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

海洋政策研究財団

理事長 今 義 男

島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究

研究体制

寺島 紘士	海洋政策研究財団	常務理事
古川 恵太	海洋政策研究財団	海洋グループ グループ長代理 (プロジェクト・マネージャー)
長岡 さくら	海洋政策研究財団	研究員
堀井 進吾		同上
上里 理奈		同上
山本 リリアン 光子		同上
米山 茂	元海洋政策研究財団	海洋グループ グループ長代理 (平成 25 年 10 月まで)

目 次

はじめに

島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究体制

第1章 事業の概要	1
1. 背景と目的	1
2. 研究体制	2
3. 研究内容	3
第2章 新・国際版政策提言「For The Better Conservation and Management of Islands and Their Surrounding Ocean Areas」	4
1. 小島嶼開発途上国（SIDS）をめぐる国際的動向	4
2. 第1回島と海に関する国際セミナー	5
3. 新・国際版政策提言の発信	10
4. 国連 OWG on SDGs	11
第3章 「島と周辺海域の保全・管理」に関する政策提言（案）について	20
1. はじめに	20
2. 島の保全・管理	21
3. 島の周辺海域の管理	26
4. 気候変化・気候変動への対応	29
第4章 まとめ	33
参考資料編	35
資料1 国内委員会の記録	
資料2 国際セミナーの記録	
資料3 共同政策提言「For The Better Conservation and Management of Islands and Their Surrounding Ocean Areas（島と周辺海域のより良い保全と管理）」	
資料4 リオ+20 成果文書「The future we want（私たちが望む未来）」	
資料5 「Oceans Day at Rio」共同議長声明「Rio Ocean Declaration（リオ海洋宣言）」	

第1章 事業の概要

1. 背景と目的

島嶼国は、国連海洋法条約等により形成された200海里の排他的経済水域等の海域管理体制の下、島を拠点として設定される排他的経済水域において、天然資源を開発、利用する権利を有すると同時に、生物資源を含む海洋環境の保護・保全の責務を有している。特に、太平洋においては多くの島嶼国が存在し、広大な排他的経済水域がこれらに帰属しているため、海洋の管理という観点から太平洋島嶼国は極めて重要な位置を占めていると言える。

今日、島嶼国の多くは、様々な問題に直面している。島嶼国における環境問題は、島における人口の沿岸部集中や海岸地域の不適切な利用・工事などの土地利用問題、ゴミ・生活排水の処理問題などの地域的な問題とも密接に関連している。また、島嶼国は、上記のとおり、国連海洋法条約のもとで認められた排他的経済水域等の周辺海域について、海洋環境の保護・保全の責務を含めて如何に適切に管理していくかという問題を抱えている。さらには、地球規模の気候変化や局所的な気候変動の影響による海面上昇は、洪水・浸水また作物に対する塩害等の陸域への被害だけでなく、島そのものが水没する恐れを引き起こし、海面水温の上昇は、島の生活基盤であるさんご礁への被害などを発生させている。

上記のような問題には、気候変化・変動への対応など島嶼国のみでは十分な対応を取ることが困難であるものが含まれており、その解決策の検討には国際的な協力が求められる。約7千の島を有する我が国自体も島嶼国であり、離島などにおいて同様の問題を抱えていることから、これらの国々と協力・協調して問題意識や知識を共有し、今後の対応の方向性の検討に取り組むことが必要である。

このような問題意識から、当財団は、平成21年度から平成23年度まで第1期の「島と周辺海域の保全・管理に関する調査研究」を実施し、「島の保全・管理」、「島の周辺海域の管理」及び「気候変化・気候変動への対応」の3つの視点から政策提言をとりまとめた。その政策提言は、当財団が主催した「島と海に関する国際セミナー」において島嶼国側の当事者も参加して審議され、オーストラリア国立海洋資源安全保障センター(Australian National Centre for Ocean Resource & Security, ANCORS)との共同政策提言「For The Better Conservation and Management of Islands and Their Surrounding Ocean Areas (島と周辺海域のより良い保全と管理)」(以後、国際版共同政策提言と記す)として取りまとめられたものである。この国際版共同政策提言は、平成24年6月にブラジル・リオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議」(リオ+20)での今後10年の持続可能な開発の行動計画の策定プロセスにおいて、国連経済社会理事会の特別協議資格を有するNGOである海洋政策研究財団から、リオ+20事務局に対し平成23年10月に提出された。また、国内向けに作成された「島と周辺海域の保全・管理」に関する政策提言(以後、国内版政策提言と記す)を平成24年春に我が国の政府等の関係者や国民一般に向け発表した。

その後、リオ+20においては、その成果文書であるThe Future We Want(私たちが望む

未来)において、持続可能な開発に向けた国際社会の取組について一定の方向性が盛り込まれるとともに、Small Island Developing States (SIDS：小島嶼国開発途上国)を記述した章の中で、2014年に小島嶼開発途上国に関する第3回国際会議を開催することが合意された。また、我が国では、平成25年4月26日に閣議決定された新たな海洋基本計画において、海洋に関する国際協力の一環として、「太平洋島嶼国等との間で、島の保全・管理、周辺海域の管理、漁業資源の管理、気候変動への対応など、我が国の島と共通の問題の解決に向けて連携・協力を推進する。」ことが盛り込まれた。

これらを踏まえ、本事業では、太平洋島嶼国やその周辺の国々と協力し、上記国際版共同政策提言や国内版政策提言、リオ+20の成果文書等に基づき、島と周辺海域の持続可能な開発に向けた政策の一層の具体化を図る。また、今後開催される国際会議の成果文書等に、その内容を反映させるよう務める。

2. 研究体制

有識者で構成される「島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究委員会」を設置し、委員会より助言・指導を受けながら調査研究を進めた。委員会委員およびスジュールは以下のとおりである。

表 1-1 島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究委員会委員名簿（敬称略）

氏名	所属
委員長：奥 脇 直 也	明治大学法科大学院 教授
委員：秋 道 智 彌	総合地球環境学研究所 名誉教授
委員：磯 部 雅 彦	高知工科大学 副学長
委員：加々美 康 彦	中部大学 国際関係学部 准教授
委員：茅 根 創	東京大学大学院 理学系研究科 教授
委員：谷 伸	海上保安庁 海洋情報部 部長
委員：寺 島 紘 士	海洋政策研究財団 常務理事
委員：林 司 宣	早稲田大学 名誉教授
委員：福 島 朋 彦	東京大学 海洋アライアンス機構 准教授
委員：山 形 俊 男	独立行政法人海洋研究開発機構 アプリケーションラボ所長
委員：山 崎 哲 生	大阪府立大学大学院 工学研究科 海洋システム工学分野 教授

(委員長を除く五十音順)

表 1-2 調査研究スケジュール

日 時	内 容
平成 25 年 6 月 28 日	第 1 回「島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究」委員会
平成 25 年 8 月 20 日～21 日	国際セミナー「島と海に関する国際セミナー」
平成 25 年 11 月 6 日	第 2 回「島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究」委員会
平成 26 年 2 月 13 日	第 3 回「島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究」委員会

3. 研究内容

本調査研究は第 1 期（平成 21 年度から平成 23 年度）に続く、第 2 期（平成 25 年度から平成 27 年度）の事業である。第 2 期 3 ヶ年の事業の 1 年目である本年度は、オーストラリア国立海洋資源安全保障センター(Australian National Centre for Ocean Resource & Security, ANCORS)、太平洋共同体応用地球科学技術委員会(Applied Geoscience and Technology Division of the Secretariat of the Pacific Community, SOPAC Division of SPC)、太平洋諸島フォーラム事務局(Pacific Islands Forum Secretariat, PIFS)等と協力して国際セミナーを開催し、島と周辺海域における持続可能な開発に向けて島嶼国や国際社会が推進すべき政策の具体化等について議論を行い、第 1 期にとりまとめた国際版共同政策提言を改正し、共同政策提言「For The Better Conservation and Management of Islands and Their Surrounding Ocean Areas (島と周辺海域のより良い保全と管理)」(以後、新・国際版共同政策提言と記す)をとりまとめ、国際社会に対して発信し、その実現を図った。

それと並行して、第 1 期「島と周辺海域の保全・管理に関する調査研究」による国内版政策提言や新・国際版共同政策提言、リオ+20 成果文書等を踏まえ、島と周辺海域における持続可能な開発に向けて島嶼国や国際社会が推進すべき政策の具体化について検討を行った。

第2章 新・国際版政策提言

「For The Better Conservation and Management of Islands and Their Surrounding Ocean Areas」

島と周辺海域における持続可能な開発に向けて島嶼国や国際社会が推進すべき政策の具体化について検討を行い、島嶼国及び国際社会が果たすべき役割について議論を進め、より具体的な新・国際版共同政策提言「For The Better Conservation and Management of Islands and Their Surrounding Ocean Areas（島と周辺のより良い保全と管理）」をとりまとめる。それを基に2014年に開催される第3回小島嶼開発途上国会議の成果文書や、2015年以降について策定される「持続可能な開発目標」に、当財団による政策提言の内容を反映させるよう務める。

本章では、小島嶼開発途上国（SIDS）をめぐる国際動向、国際セミナーによる共同政策提言の審議、新・国際版共同政策提言の発信及び、その共同政策提言を寄与文書として提出した国連持続可能な開発目標に係る公開作業部会について報告する。

1. 小島嶼開発途上国（SIDS）をめぐる国際的動向

2012年6月に開催されたRio+20は、持続可能な開発を達成する上でグリーン経済が重要なツールであるとして、成果文書「The Future We Want（我々の求める未来：参考資料4）」を採択した。成果文書は、オーシャンズ・デーによる「リオ海洋宣言（参考資料5）」の提言を取り入れたものとなり、「海洋」について分野横断的なテーマのひとつとして独立項目で取り上げ、20パラグラフにわたる行動計画が加えられた。

オーシャンズ・デーは世界海洋フォーラム（GOF）が中心となり、海洋政策研究財団もその主要メンバーとして、中国国家海洋局、地球環境ファシリティ（GEF）、国連開発計画（UNDP）およびデラウェア大学とともに主催者となり、開いたものである。これには、各国政府、国際機関、NPO、産学界から375名が出席し、海洋の統合的管理の拡大、社会・経済の利益のための漁業の増進、気候変動と海洋酸性化等、7項目にわたって議論を行った。

小島嶼開発途上国（SIDS）については海洋と別項目として取り上げられ、2014年にバルバドス、モーリシャスに続く第3回目のSIDSに関する国際会議を開催することが決まった。さらに、地域、国、地方の当局が、各レベルで持続可能な開発戦略を策定・実施することを勧めるほか、経済社会理事会を国連関係諸会議の成果を統合的にフォローする主要機関として強化すること、持続可能な開発委員会に取って代わる政府間高級政治フォーラムを設立すること、国連環境計画（UNEP）の役割を強化することなど、持続可能な開発に関する国連の取り組み体制の強化を取り上げている。

2. 島と海に関する国際セミナー

(1) 島と海に関する国際セミナーの記録

1) 概要

日程：2013年8月21日(火)、22日(水)

会場：日本財団ビル2階会議室(東京・赤坂)

主催：海洋政策研究財団

協力：オーストラリア国立海洋資源安全保障センター（ウーロンゴン大学）

(Australian National Centre for Ocean Resource & Security, ANCORS)

太平洋島嶼国応用地球科学委員会

(Applied Geoscience and Technology Division of the Secretariat of the Pacific Community, SOPAC Division of SPC)

2) 参加者

Australia : Prof. Richard KENCHINGTON (ANCORS)

Dr. David LEARY (University of Technology, Sydney)

Prof. Martin TSAMENYI (ANCORS, Director)

Fiji : Dr. Willy MORRELL (PIFS, Natural Resources Adviser)

Japan : 秋道 智彌 (総合地球環境学研究所 名誉教授)

福島 朋彦 (東京大学 海洋アライアンス機構 准教授)

林 司宣 (早稲田大学名誉教授)

加々美康彦 (中部大学 国際関係学部 准教授)

宮原 正典 (水産庁 次長)

奥脇 直也 (明治大学法科大学院 教授)

大森 信 (阿嘉島臨海研究所 所長)

柴山 知也 (早稲田大学 教授)

谷 伸 (海上保安庁 海洋情報部 部長)

寺島 紘士 (海洋政策研究財団 常務理事)

山形 俊男 (海洋研究開発機構 アプリケーションラボ所長)

オブザーバ : 海洋政策本部、日本財団、国交省、環境省、水産庁、研究機関他

3) プログラム

August, 20th

10h00m-10h30m Opening

10h30m-12h00m Session 1: Reports from each Organization activities after Rio+20

Presentation: Mr. Hiroshi TERASHIMA (OPRF)

"Status report form OPRF"

	Presentation: Prof. Martin TSAMENYI (ANCORS) "Status report form ANCORS"
	Presentation: Dr. Willy John MORRELL (PIFS) "Status report form PIFS "
12h00m-14h00m	Lunch
14h00m-17h00m	Session 2: On Conservation and Management of Islands Presentation: Dr David Leary (University of Technology, Sydney) "A Renewable Energy Future for Pacific Island Countries and Territories"
18h00m-20h00m	Reception

August, 21st

9h00m-11h00m	Session 3: Management of the Surrounding Ocean Areas Presentation: Mr. Masanori MIYAHARA (Fisheries Agency) "Towards Sustainable Development of Fisheries Resources in the South Pacific"
11h00m-12h30m	Session 4: Response to Climate Change and Variability Presentation: Prof. Moritaka HAYASHI (OPRF) "Shifting of Baselines Due to Climate Change and Variability, and the Need for International Legal Measures to Mitigate Adverse Impacts against Islands" Presentation: Prof. Toshio YAMAGATA (JAMSTEC) "On Threats of the Evolving Climate in Small Island Developing States (SIDS) "
14h00m-15h30m	Session 5: Summary, Target and Work plan for next step
16h00m-16h30m	Closing

4) 各セッション概要

①セッション1：各機関からの報告

セッション1では各機関からの報告が行われ、その報告に基づき、議論が行われた。

各機関からの報告

海洋政策研究財団からの報告（報告者：寺島常務理事）の骨子は以下の通り。

- ・2009年から2011年にわたり、ANCORS、SOPACと協力し、毎年セミナーを開催した。2011年9月に開催された第3回セミナー後にはサマリーステートを出し、引き続き、OPRFとANCORSが政策提言をした。

- 2011年10月末に OPRF は UNCLOS の NGO 特別コンサルテーションの資格を得た。2011年6月には Rio+20 の事務局に提言を出し、承認された。
- 2012年6月に開催された Rio+20 では、OPRF が 6つの組織団体のうちの1つとなった。ここでは、沿岸地域、海洋、発達過程の島嶼国などについて議論され、その結果、Rio Ocean Declaration (海洋宣言) が採択された。これは協力を行い、そして直接的な行動に移ろうというような提言を行ったもので、Rio+20 の事務局に出された。

ANCORS からの報告（報告者：チャーメニ教授）の骨子は以下の通り。

- The Ocean Compact について、多くの点で重要なものだが、その中の主なゴールとして3つ挙げられる。それは、①加盟国を奨励し、②民間、一般社会、それぞれに対してグローバルにする、③個々のコミットメントとして海洋の健全で、生産的、開発的なシステムを回復するということである。
- 漁業というのは開発の1つの手段になり得る。また、それは経済の持続可能性、さらには安全保障につながる。
- 沿岸区域および MPA の保護をよりよくするにはどうすればよいか考えなければならぬ。

PIFS からの報告（報告者：モレル教授）の骨子は以下の通り。

- PIFS は 1971年に設立された組織で、16か国が加盟している。加盟国の人口を合わせても3,000万人程だが、EEZを合わせると3,000万平方kmになる。
- PICTs とは、“Large Ocean Island States”である。2014年9月の SIDS の会議でも PICTs の役割は非常に重要であることを認識しなければならない
- オーシャンスケープはどういうものであるかを見ていかなければならない。
- 太平洋島嶼国は、例えば気候の変化や変動、海面上昇等具体的なそれらの点を土台として様々な政策、戦略を掲げていき、それにより具体的な行動がとれるようにする必要がある。
- 我々は、行動の具体策を提言し、そしてそれぞれ適宜島嶼国に合ったものを模索していくことが必要である。

三者の報告を受けて以下のポイントで議論が行われた。

- どのように地域の人々を取り込むか
 - 災害への備えについての合意形成会議等
 - 地域主体の管理、総合的な管理プロセスの導入（トップダウンとボトムアップ）
- 政策との連携の重要性
 - 具体的な行動
 - 基本的要件の確定の努力の推奨
 - 島嶼、地域、世界への発展、連携

- 酸性化（Future we want:166 節）
 - 気候変動、気候変化の重要な部分
 - 分野横断的な観測（生態系、水産を含む）
- 各国の成果を PICT と共有
 - 十分な意思疎通が必要
 - 世界的な問題も、地域の問題も相似性を持つ
- 陸の管理への配慮の拡大
 - 陸から海への水循環
 - 順応的管理サイクルによる地域 ICM
 - 伝統的な固有の経験の視点の追加

②セッション2：島の保全管理

セッション2では、レアリー教授より再生可能エネルギーを太平洋地域へどのように展開していくかについてプレゼンテーションがあり、それに基づき以下のポイントについて議論が行われた。

- 管理戦略
 - Oceanscape は基本となる文書であり、生物多様性や保護区の設定など、各島の特性に配慮した取り組みが必要である。
 - 国レベルでの統合的な取り組みが重要である
- 安全性と強靱性
 - 早期警戒システムの導入（ハードの整備だけでなく）
 - 避難タワーの建設、新たなアイディアとしての避難船
- 廃棄物管理
 - 「持ち込んだものは持ち出す」
 - 廃油、油流出、排水処理への懸念
 - 地域社会と政府の関与の必要性
 - 島の特性に合わせた評価の必要性
 - より多くのケーススタディの必要性
- 輸送・交通
 - 輸送・交通におけるエネルギー消費については、より政策的注目が必要な分野
 - 輸送・交通の安全性と信頼性は持続的発展のために重要な論点
- 再生可能エネルギー
 - 利用可能な技術の特定（風力、太陽光等）
 - 導入に向けたより多くの努力（導入システム、混合システム、スマートグリッド等）
 - 唯一の解決策はない（各島嶼国の状況に応じて解決策は選択されるべき）

- ・エネルギー効率
 - エネルギーの効率については、発電だけでなく輸送（利用）についても政策的な対応が必要な領域である

③セッション3：島の周辺海域の管理

セッション3では水産庁の宮原次長より、持続可能な漁業についてのプレゼンテーションがあった。概要は以下の通り。

- ・持続可能な漁業
 - “the future we want”の168節
 - IUU 漁業の追放（特に「無規制」について）
 - 養殖への懸念/職の安全と経済に関連して
- ・管理手法
 - 割り当て、総許容収獲量
 - 総操業隻数の制限（目標値を持った）
 - 操業日数の制限
 - 漁船の問題については、実際的な対応策が必要
- ・マーケティング
 - トレーサビリティの工場（IC タグ）
 - 市場の要求からのさらなる寄与
- ・その他
 - 漁業はグローバルな問題である
 - ガバナンス、自然の保全
 - 島嶼におけるキャパシティ・ビルディング（研修、船、調整等）
 - コミュニティベースの管理による地方の水産
- ・漁業の重要性
 - 沿岸漁業と外洋漁業/漁業への依存
 - 女性や子供による沿岸漁業
 - 食物網の頂点にいる魚/生物多様性への配慮
 - 人の管理という視点

④セッション4：気候変化・気候変動への対応

セッション4では、林教授から気候変動・変化による海面上昇が島嶼国に対しどのような影響を及ぼすのか、また国際的な法的枠組みを設定し、対応していかなければならないというプレゼンテーションが行われた。山形教授からは、エルニーニョもどきについてのプレゼンテーションが行われ、その後以下のようなポイントについて議論が行われた。

- ・法的適応策をどのように推進するか
 - 島嶼の人々への啓発が必要
 - 戦略的に見方を増やすこと
 - 太平洋島嶼フォーラムとの連携
 - 国連海洋法条約7章2の配慮
- ・エルニーニョもどきへの対応
 - 時間スケールを含めた現象の理解
 - 地元民へのキャパシティ・ビルディング
 - 教育を前提とした早期警戒システム（の整備）
 - 都市化による干ばつと、それへの準備は島における問題（豪州での経験）
- ・酸性化（Future we want:166 節）
 - 気候変動、気候変化の重要な部分
 - 分野横断的な観測（生態系、水産を含む）

⑤セッション5：今後の行動目標とロードマップ

今後の行動目標として以下のような点が議論された。

- ・第3回国際会議（SIDS）とSDGsに向けた政策提言を行う
 - ・そのために、今回の議論を踏まえてサマリーディスカッションとしてまとめ、共同政策提言の草案作りを行う¹。
 - ・PIFSのフォーラム・リーダーズ・ミーティングもターゲットとし、メッセージを出す
 - ・9月の後半の次回UNGAをモニターする
- ロードマップ
- ・次回のセミナーを2015年5月、6月の開催を目標にする。

3. 新・国際版政策提言の発信

当財団では、第1期の「島と周辺海域の保全・管理に関する調査研究」において、毎年国際セミナーを海洋政策研究財団とオーストラリア国立海洋資源安全保障センター（ANCORS）、太平洋島嶼国応用地球科学委員会（SOPAC Division of SPC）と協力して開催し、国際版共同政策提言を作成し、関係各所に発信するとともに、その実現に努めてきた。

第2期目となる本事業においても引き続き、海洋政策研究財団とANCORS、SOPAC Division of SPC及びPIFSと協力して国際セミナーを開催し、島と周辺海域における持続可能な開発に向けて島嶼国や国際社会が推進すべき政策を、新・国際版共同政策提言としてとりまとめ、その具体化について検討を行いその実現を目指している。

¹ その結果として作成された政策提言が新・国際版共同政策提言であり、参考資料3に添付している。

こうしてまとめられた新・国際版共同政策提言を ANCORS, SOPAC division of SPC, PIFS 等に送付し、第3回小島嶼開発途上国会議に反映されることを要請した。

4. 国連 OWG on SDGs

(1) OWG8 on SDGs について

同会議は2015年の持続可能な開発目標の策定に向けた公開作業部会として、目標に含めるべき内容について審議する会議で、テーマごとに OWG1(2013年3月開催)から OWG8(2014年2月開催)まで約1-2カ月に1回のペースで作業部会が実施されてきた。

今回の OWG8 は、2014年2月3日~2月7日、国連ニューヨーク本部会議場で、海洋、森林、生物多様性、社会的性的機会均等の推進、紛争の解決、法とガバナンスに関するテーマを擁して開催された。約30か国(機関)の作業部会メンバーの他、オブザーバー資格を持つ NGO 等(メジャーグループ²および、その他の機関等)の約150名の参加があった。

各回の作業部会では、その回のテーマに沿った持続可能な目標(SDG)として何をどのように記載するかについての審議が行われた。プレナリ会議において関係者からの情報提供および議論を行うとともに、各メンバーからの意見表明がなされ、加えてサイドイベントとして、各団体が主催するシンポジウムなどが併設して実施された。

なお本会議は作業部会メンバーの他、メジャーグループおよびその他の承認を得ている団体のオブザーバー参加および意見提出が可能である。当財団は国連経済社会理事会の特別協議資格を得ており、メジャーグループとして参加するとともに、海洋のテーマにおける政策提言(For The Better Conservation and Management of Islands and Their Surrounding Ocean Areas)を事前に会議への寄与文書として提出した。なお、こうしたオブザーバーからの作業部会への直接の意見表明の場として、共同議長ヒアリングがプレナリ会議の直前に行われた。

(2) 共同議長ヒアリング

(2014年2月3日9:00-10:00: 海洋、4日9:00-10:00: 森林と生物多様性)

2月3日の朝、共同議長(Mr. Csaba Kőrösi: ハンガリー代表, Mr. Macharia Kamau: ケニア代表)の下、「海洋」についてのヒアリングが行われた。発表者は、グローバル・オーシャン・フォーラム(GOF)のビリアナ・シシン・セイン氏と女性問題審議グル

² 持続可能な開発については、政府だけの体制では実現できないことに鑑み、ビジネスと産業、子供と若者、農家、先住民、地方公共団体、NGO、科学技術、女性、労働者と貿易の9つのセクターからの参画が位置づけられている(Agenda21 第3章)

NGOについては、Agenda 21 第27章、Future We Want 第53節に、持続可能な開発にパートナーとしてのNGOの重要性、役割強化の必要性が位置づけられている。

ープ代表としてフィジーのノレーン・ナブリヴォワ氏からの発表があった。主な論点としては、

シシン・セイン氏から

- ・海はセクターや地域ではなく全体の問題である
- ・海は様々な機能や特徴を持っており、地球存続における鍵となるものである
- ・多くの人たちが海に頼って生きている
- ・海で単独の SDG を確立すべき

といった論点が示され、ナブリヴォワ氏から

- ・国際的な行動計画が実施されてきている状況の認識
- ・海の変化を捉えるための明確で効果的なモニタリングの必要性
- ・養殖漁業における女性の重要性（特に漁労の前後の2次産業的なもの）への注視

などが追加され、その後、会場からあらかじめ指名された発言者より

- ・枠組みの確立の重要性
- ・公平な資源へのアクセスの確保
- ・海の経済的価値の保全に対する経済界の協力体制の存在
- ・各種の取り組みを評価する明確な指標の必要性
- ・海の汚染問題（特に、陸上の資源開発による重金属汚染など）は健康問題である

といった論点が追加された。その後2人のコメンテータから

- ・海は海に面していない国にも関係する
- ・海は自然システムだけでなく社会的システムでもある総合的なシステムである
- ・相互関連性の議論の必要性
- ・表明された意見が同じ方向（総合的視点、包括的視点の必要性を指摘）を向いている

いる

ことなどが追加意見として出され、会場から

- ・先住民の漁業への依存
- ・放射能に汚染などの UN レベルの対応の必要性
- ・生物圏と人間社会が相互に関係した生態圏として考えるべき

といった意見も出たところで副議長からのまとめがなされた。

- ① 海洋を含む健全な社会を作るべき。
- ② 説明責任、汚染防除、管理、相互関係を含む3次元的管理をどう実現するか
- ③ 法律的に保障された管理機関が必要
- ④ 総合的で統一的 (coherent) な対応を考えることは、挑戦である

(3) プレナリ会議（2014年2月3日～4日 10:00-18:00：海洋、森林と生物多様性）

2月3日から4日の2日間で、海洋 (Ocean and sea)、森林と生物多様性 (forests and biodiversity) の審議が行われた。実際には、「海洋」と「森林と生物多様性」といった2分

された議論ではなく、海洋と生物多様性、海洋と森林などの総合関係についての言及もあり、全体として、海洋・森林・生物多様性を包括的に取り扱うべきという論調の発表が多かった。その中でも、「海洋」「森林」のSDGを単独の目標として擁立するか否かについては、賛否が分かれている状況であった。

1) 海洋に関する基調講演（2月3日午前中）

議論に先立ち、オレゴン大学のジェーン・ルブチェンコ博士（前NOAA長官）と海洋探検家のシルビア・エレ博士からの基調講演があった。それぞれ、海洋の重要性、海をSDGとして擁立することへの期待が示された。

ルブチェンコ博士の主な論点は、以下の通り

- ・海をSDGにするための4つの注文
 - 総合的な目標をもつこと
 - 適切なタイミング（実施可能な）で作成すること
 - 実質的な目標として、社会的条件を考慮すること
 - 科学に基づく設定をすること
- ・海を上手に使っていく必要がある
- ・海は持続可能な開発の不可欠な要素であり、脆弱
- ・健全な海、健全な生態系が、健全な経済発展、地域振興を導く
- ・今なら、難しさはあるものの海洋の直面している悪い方向への動きは取り戻せる
- ・その中でも、「公海のガバナンス」は特に挑戦的な問題である

深海調査を長く実施してきたエレ博士からは、視覚的なプレゼンを通して、以下のような論点が提示された。

- ・地球が海を持つということ。全ての生きものが水を必要とすること
- ・海の問題は、私たちの問題であること
- ・人が増え続け、70億の人々がいて、地球に影響を与えている
- ・潜ると、表層下では、100年前と同じ状況が広がっている。
- ・国際的なパートナーシップが必要である
- ・SDGの目標の一つは、公海のガバナンスであるべき
- ・ジンベイザメから植物プランクトンまでの海の真価を理解すべき
- ・人は地球規模での変化を知ることができる、その違いを認識して、SDGを考えるべき。
- ・公海のガバナンス、野生生物の保護（20%のMPAを目指して）

こうした発表を受けて、各国からは、酸性化や外来種についての議論の必要性、総合的なアプローチの必要性への同調、コモンズの悲劇をどのように取り扱うか、SDGを超えて、どのように流布していくのかといった問題提議がなされ、話題提供者の2人から、

- ・科学に基づく政策(Policy)が望ましいが、Policy が先行している。そのため、理由が置いてけぼりである。
- ・自然の大切さを理解し、それに基づく判断をするためのコミュニケーションが必要である。多くの人は、海の自然の大切さを知らない現状がある。
- ・問題を縦割りで考える（サイロ的対応）をまたがる啓発と動機付け、機会の創出が必要
- ・fish forever というプロジェクト：様々な漁業管理の方法として、経済と資源保全をともに考えている。
- ・MPA は、回収可能な便益を生み出す。公海の保護区を作る意義は沢山あるが、その内の一つとなる。

それに対して、各国からさらに、貧困の撲滅も一緒に考えることが大切、科学的に考えることは大切であるが、途上国に対するキャパシティ・ビルディングが大切、国際的な合意事項との整合性を考える必要性等が指摘された。これを受けて、

- ・海洋の復元力（resilience）が重要。
- ・既にある関連する条約、取り決めに包括的に見ることが大切
- ・ただし、漁業の制限は難しい。それには、強い制限（regulation）を実施するロードマップを用意するか、権利分配(quota)を基にする管理もありうる。
- ・仕事の創出、食の安全、生態系の保全の全てを包括する方向で、さらには、漁業を「魚」から見つめなおすこと。魚が居なければ漁業もない。などが示された。

2) 各国からの意見表明（2月3日午前中～午後）

ボリビア、パラオ、EU、イタリア、インドネシア、バルバドス、スロベニア、パキスタン、オーストラリア、ザンビア、メキシコ、ブルガリア、ノルウェーなどが、各国および、他国も含めた代表として声明を発表。重複する部分も多く、集約すると、以下のような論点が出された。海の大切さ、SIDS への配慮、汚染への警鐘はメンバー内で共有されているようであった。

- ・海洋の価値：地球温暖化の緩和、生活を守るシステム
- ・問題点：汚染の防除、海面上昇、海洋の酸性化、船舶からの投棄、海岸侵食
- ・認識：地域社会 (Local community) の重要性、保全と地域の経済発展のバランス、エネルギー問題
- ・対応：
 - 各国の管轄権を超える海域における資源探査の自由の確保
 - MPA に関する愛知ターゲットの順守、CBD の Strategic Target、森林の保全

- 漁業者への配慮（特に女性への）
- 途上国への支援、ODA の減少を止める、キャパシティ・ビルディング
- 評価指標の確立

3) 森林と生物多様性に関するパネルディスカッション（2月3日午後）

コロシ議長の主導により、森林と生物多様性に関するパネルディスカッションが行われた。パネリストとして、生物多様性条約事務局（CBD）の事務局長ブロリオ・デ・ソウザ・ディアス博士、ガーナ大学のアルフレッド・オテン・イエボア博士、アマゾン持続財団の CEO バジリオ・ヴィアナ教授が登壇した。

ディアス博士からは、生物多様性が貧困を救うカギとなっていること、愛知目標を主題に据えつつ、コモンズの悲劇を引き起こさないガバナンスが必要であることなどが提言された。

オテン・イエボア博士も、生物多様性、生態系サービスといった視点の重要性とともに、IPBES のような科学に基づく行動計画による政策への支援、新たな知識の啓発、キャパシティ・ビルディングの大切さが強調された。

ヴィアナ教授からは、森林の保全の重要性、その保全と、食糧生産のための開墾のバランスへの配慮が必要である点が指摘された。

討論に入り、各国から、生物多様性を SDG に単独で組み込むことの利点（他の目標に内部目的化されていることを、明示する必要性に対する質問）や、生物多様性と都市との関係、森林情報(特に、そこで生活する先住民らに関する情報等)の収集の難しさ、専門家からの助言を必要とすることなどが指摘された。

ここで、生態系サービスも SDG 単独の目標とすることができるという積極的意見も出された。しかし、一方で、必要な資金が投入されていない状況から SDG に入れることへの懐疑的意見も出された。それに対して、資金の投入（開発行為）は今のところ、環境を悪いほうに動かしているが、それは、その逆も可能ということを示しており、それがチャンスであるとの見方がパネリストから出され。SDG 目標とした場合に、その方向に社会が動くよう、それをしっかり周知することが大切といった意見があった。

4) 海洋、森林と生物多様性に関するパネルディスカッション（2月4日午前）

コロシ議長の主導により、2 日目の海洋および、森林と生物多様性に関するパネルディスカッションが行われた。パネリストとして、IUCN の世界水プログラム長のマーク・スミス氏、世界作物多様性トラストのマリー・ハガ氏、国際森林研究センターのダユ・レスダルモ博士が登壇した。

スミス氏からは、生物多様性は現在だけでなく未来にも大きな価値を持っていること、SDG は開発に向かつての目標であり、生物多様性はその基礎となるもの

であるので、生物多様性の目標は、開発目標でもあり、貧困の撲滅にも寄与し、定量可能であることなど、生物多様性の多面性が紹介された。特にタンザニアでの生態系再生の事例が紹介された

(http://cmsdata.iucn.org/downloads/flr_final_report_shinyanga_june2005.pdf)。

ハガ氏からは、子供たちがおなかを減らして眠りにについている現状に鑑み、農業（食の安全が社会の安全を保障している）の重要性、さらには、それに脅威を与える害虫と病気に戦うための唯一の武器が生物多様性であると説明された。特に、米（30億の人が主食にしており、相互依存の高い作物）その安定供給のために、水の供給、地球温暖化への対応が必要と提言された。

レスダルモ博士からは、森林は（も？）多くのテーマとの関係を持っている（食糧、コミュニティのレジリエンス、水管理、気候緩和、貧困と機会の公平）こと、セクターの独立（相互リンクの欠如）、森林の価値の過小評価、ガバナンスの不十分などが問題であることなどを元に、SDGに、森林の大切さを書き込むべきと提言された。

こうした話題提供を受けて、各国からは、すでに、CBDなど他の国際規範の中で議論されている内容を、SDGに再掲する意義への疑問や、作物の安定供給のために地球温暖化に強い作物の開発目標と、地球温暖化自体への対応策の目標の整合性に対する疑義、森林（forest）が林や関連する植物などを含むのかといった、対象生態系の定義への質問が出た。

パネリストからは、SDGに生物多様性を入れなかったら、足の無い机のようなもの。BDは、SDGの基礎。生物多様性の啓発が必要であり、いわゆるサイロを崩す必要があること。プロセス（climate）と結果（BD）はどちらの方向からも議論されるべきで、双方に対応策の目標設定が必要であるといった回答があった。

さらに、各国・機関からは、地域の人たちの参画、説明責任等を、どのようにSDGに入れるのか、社会的資源への寄与、生物多様性と気候変動の関係を明確化する必要などが指摘された。

それを受けて、地域の活動とSDGを結びつける具体の道は不明であるものの、利益の分配メカニズムを用いて、社会的資源への寄与が期待できること、生物多様性をSDGの枠組みの中にしっかりと位置付けるべきであることが、改めて強調された。

5) 各国からの意見表明（2月4日午前中～午後）

NARU、マーシャル諸島、PIFS、アルゼンチン、カナダといった海洋・SIDS関連の国・機関から海洋の重要性や、安定的な漁業生産への取組、支援の要請、サンゴ白化、生態系変化、地球温暖化、酸性化のモニタリングに対する支援の要請があった。また、技術移転も含めたグリーン経済についての推進への期待も表明

された。

フィンランド、コンゴ、ブラジル、ブータン、などからは、森林生態系の重要性や、海と森林を総合的に考えることの大切さ、森林保全のための資金的支援についての意見提出があった。

FAOからは、食の安全と飢餓への対応に挑戦しており、愛知ターゲットを尊重すること、海からの食の供給に鑑み、漁業、養殖に注目していること、さらには、ブルー経済（Ocean based economy）のことなどが意見表明されるとともに、山の先住民、貧困層が過小評価されている現状への警鐘が提示された。

メキシコから、生物多様性の重要性に鑑み、多くの国際機関を調整する機構や資金の必要性が提言された。

(4) サイドイベント①（2月3日 13:15-14:45）

会議に並行して、SIDS、UNESCO-IOC、GOF が共催するサイドイベント「海洋の持続可能な開発目標に向けて：健全で生産的で復元力のある海洋、人とコミュニティ」が開催された。

3名程度のプレゼンが話題提供としてなされたが、ドイツのリズベット博士から、環境・経済・社会の統合的な取組みの必要性、沿岸コミュニティの自立的な発展、2020年までの海洋に関する情報共有の仕組みづくり、ガバナンスの確立を目指すとしたプレゼンがなされ、具体的な取組みとして海洋健康指標（Ocean health index）が紹介されたものが注目された(<http://www.oceanhealthindex.org/>)。

会場の雰囲気としては、海洋や小島嶼開発途上国についてのSDGを単独に擁立することに賛成であるというものであった。具体の発言としては、

・統合化について

- 現在の社会システム自体が総合的になっていない中で、2020年に公海のガバナンスを確立するのはチャレンジ
- 何をすべきかの具体的な議論の必要性。特に、誰が責任を持ってどのように推進するのかについて。
- Pacific Ocean Scape イニシアチブに期待
- Agenda 21で海洋管理の総合化を考え始め、沿岸では、各国がICMの試みを実施してきている。総合化へのパラダイムシフトは、そうした経験からのキャパシティ・ビルディングにより可能となるだろう。IOC主導の研修などの実施に期待。
- ヨーロッパでは、MSP、ICMが実施されている。例えば、北海の管理に関する経験

・配慮すべき事項

- 宗教的なコミュニティ(Faith community)へのリテラシーの必要
- 人口増加と利用(漁業)のバランスへの配慮

- ▶ インセンティブは、有効なツールだが、状況によっては成功しない
- ▶ 海洋技術の移転のための UNESCO-IOC の役割に期待

(5) サイドイベント② (2月4日 15:00-18:30)

「健康な海洋：前進への道 (Healthy Oceans and seas: The way forward) と題して持続可能な海洋アライアンス (イタリア国連代表および、国連公共情報局 (DPI)) 主催のサイドイベントが開催された。

2週間前に、各国の大使・大臣級 (パラオは大統領が参加) が参加したスイス・ジュネーブの国連でのフォーラムを踏まえての会合であった。

各大使らが5-10分程度で意見表明を行い、海洋をSDGにすることの意義、挑戦、現在の問題点などが繰り返し提示された。内容としては、プレナリ会議で提示されている内容が繰り返されており、新たな情報は提示されたわけではないが、各国の指導的立場のある人々が、海に対する行動を待望するという意思表示がされたという点で、大きな収穫があったと考えられる。

特に、パラオ大統領の発表は、「良い漁師が良い夫であるパラオにおいて、自分は、当代の漁師であり、次の世代のことを憂慮している。パラオではCBMを国策として実施し、保全が必須事項として実施されるようにしている。過ちを繰り返してはいけない。海の劣化を止め、再生に向かうような総合的なSDGの枠組みが国際社会に合意されない限り、パラオ周辺の漁業を禁止するよう働き掛けるつもりである。私の子供が良い漁師になることを期待している。」といった、熱いメッセージが発せられ、会場から熱烈な支持を受けていた。

まとめとして、海のことが一部の専門家の間でしか理解されておらず、政治の世界に伝えることが必要であること、考える段階から行動する段階に移行するタイミングであること、今までの海への負荷をかけてきた社会の動きを切り替えるのが2015年のSDGであること、8億人を超える貧困の人を救うためには海を通じた健全な経済の再生が不可欠であることなどが確認され、政策の実現に向けて議論を続けていくことが採択された。

(6) まとめ

SDGの議論において、今回の公開作業部会に参加して、多くの関係者が海洋、小島嶼国の問題を主流化するための努力をしている過程が見えてきた。

しかし、いくつかの国の代表からは、SDGの数を減らすために、海洋、森林、生物多様性を包括的に記述するSDGの擁立を支持する声もあり、単独のSDGを擁立する方向での議論の集約は図られていない。

海洋の持つ特性や危機的状況に基づいた行動計画につなげ得るためにも、海洋やSIDSに関する単独のSDGを擁立できることが望ましい。その場合、目標の記載方法

や、取り込むべき視点などについて、科学的知識、社会的背景に踏み込んだ議論が必要であり、今後とも情報収集を図るとともに、我が国からの発信内容を精査し、発信力を高めていく必要がある。

第3章 「島と周辺海域の保全・管理」に関する政策提言（案）について

本年度の国内の委員会において、第1期の「島と周辺海域の保全・管理に関する調査研究」による国内版政策提言や新・国際版政策提言、リオ+20成果文書等を踏まえ、島と周辺海域における持続可能な開発に向けて島嶼国や国際社会が推進すべき政策の具体化について検討を行い、島嶼国及び国際社会が果たすべき役割について議論を進めた。

以下は、その結果として取りまとめられた提言（案）である。

「島と周辺海域の保全・管理」に関する政策提言（案）

海洋政策研究財団

1. はじめに

海洋は、地球表面の約7割を占め、天然資源の供給、気候の安定化などを通じ、人類の生存に重要な役割を果たす。島は、海洋の保全・開発、海洋資源の開発・利用等、海洋環境・生物多様性の保全などの拠点としてかけがえのない存在である。島嶼国は、国連海洋法条約等により形成された国連海洋法条約体制の下、天然資源を開発・利用する権利を有すると同時に、生物資源を含む海洋環境の保護・保全の責務を有している。特に、太平洋においては多くの島嶼国が存在し、広大な排他的経済水域がこれらに帰属しているため、海洋の管理という観点から太平洋島嶼国は極めて重要な位置を占めていると言える。

しかしながら、今日、島は、地域的な環境問題や地球規模の気候変化・気候変動により、島の保全・管理をめぐる様々な問題に直面しており、今後海面上昇が進行した場合には島の水没も懸念される。これらの様々な課題に対し、問題の不確定性、生態系の複雑性に鑑み、予防的かつ生態系に配慮したアプローチが必要であるが、島嶼国のみで十分に対応していくのは困難であり、国際社会の協力が必要である。特に我が国には多くの島があり、離島において島嶼国と同様の問題を抱えていることから、島嶼国と密接に協力して諸課題の解決に取り組むことが期待されるとともに、貧困の撲滅、男女の機会均等、生態系の持続性の確保といった人を中心とする視点で行動計画が立案されるべきと考える。

以上のことから、本提言は、第3回小島しょ国会議(3rdSIDS)や国連持続可能な開発目標(SDGs)において議論されるべき論点について、太平洋島嶼国に焦点を当てながら、島と周辺海域とを一体にとらえ、島の保全・管理のあり方について検討することによって島嶼国とその周辺における諸課題への解決の方向性を提示する。これにより、島嶼国社会の持続可能な開発、島嶼国と国際社会の協調による海洋の適切な開発・利用・保全を実現することを目指す。

2. 島の保全・管理

(1) 島の保全・管理に関する問題点・課題

島嶼国が海洋の保全・開発等の拠点としての重要な役割を果たしていくためには、先ず島自体の保全・管理が適切に行われる必要がある。島とその海岸線は、台風、津波、高潮等の自然災害の脅威にさらされており、島の地域社会は、限られた島への人口集中、不適切な海岸管理、沿岸域の環境を悪化させる不十分な廃棄物等の処理、砂利の採取等人間の活動に由来する影響に直面している。

環境と人間活動の両面からの負荷が相まって、島の海岸線の物理的な変化（侵食、堆積、島の移動）、島における洪水、陸の水系への塩水の侵入、サンゴ礁の健全性やそこに生息する生物相の変化等をもたらしている。このような変化は、島の物理的な安定性、地域の社会基盤や資源への脅威を与えている。これらのローカルな問題は、異常気象や地球規模の環境変化、海面上昇の影響に対する島やその生態系の回復能力・許容量をさらに低下させている。即ち、各問題は相互に関連していることに鑑み、一見ローカルな問題についても地域やグローバルな政策との連携（問題のスケールアップ）や順応的管理手法を用いた沿岸域総合管理の適用が必要であり、トップダウン的手法とボトムアップ的手法の両方のバランスにより実施されていくべきである。

これらのローカルからグローバルな問題に対し、島嶼国が島の保全・管理を行っていく必要があるが、島嶼国はそのための人的・財政的・組織的なキャパシティを十分に備えていない場合が多く、国際社会の協力が必要である。

(2) 解決の方向

1) 島の管理戦略並びに土地利用計画・海岸保全計画の策定

<島嶼国>

島嶼国は、自然の脅威や気候変動・気候変化の影響を克服し、更に人間活動の拡大による環境悪化を防ぎつつ適切に国土の保全・管理を図っていくため、以下の取組を行う必要がある。

・総合的な島の管理戦略

「Pacific Oceanscape³」等の太平洋地域の戦略の効果的な実施を背景に地域社会が島の自然の動態と共生することを可能にするため、島の生物・物理的システムへの脅威を管理する総合的な管理戦略を策定する。このような管理戦略は、島とそれに関連する生態系の生命維持能力と自然の動態を維持することを目的とし、島のタイプの多様性を反映し、島の生物・物理的システム（人間、土地、水、生態）の複雑な相互関係を認識し、各島の特性に応じた土地利用・海岸保全計画やハード・ソフ

3 Pacific Ocean Scape : PIFS が 2010 年に発表、太平洋地域の海洋戦略として取りまとめた文書、21 の国や領域が署名している (2014 年現在)

ト両面の技術的な手法からなる幅広い実行可能な解決策を採用する必要がある。その際に、島をタイプ別に類型化する必要がある。また、都市における人口の増加とそれに伴い生じている問題については、可能であれば、長期的な時間軸で地方や無人島を活用することにより、全体として均衡のとれた発展を検討することも視野に入れるのが望ましい。

- ・適切な土地利用計画

それぞれの島における地形学的特徴や土地利用の状況について更なる知識集積を図り、バランスの取れた国土利用を実現していくため、各島の特性に応じた適切な土地利用計画を策定することが望ましい。

- ・適切な海岸保全計画

島の形状変化は多様であるが、土地の減少している地域では、不適切な海岸保全施設の整備や土地形状の変更が海岸侵食につながっている事例も見られる。こうした状況を改善するため、海岸の形成・侵食のメカニズムを十分に踏まえつつ、各島の特性に応じた（例えば、サンゴ礁の自然の動態（ダイナミクス）の活用等を含む）海岸保全計画を策定することが望ましい。

<国際社会>

国際社会は、土地利用の状況や自然環境及び災害に対する脆弱性、またそれに対する適切な対応策の検討のため、島嶼国に対するハード・ソフト両面での支援を強化し、上記の戦略・計画の策定等に資する実態を反映した情報・データ収集を支援する必要がある。また、変化する自然環境に適応するためには島嶼国がこうした活動を自律的・継続的に実施することが重要であり、情報・データの収集・分析に関するキャパシティ・ビルディングについても積極的に支援していく必要がある。更に、管理戦略策定等に資する明確な環境面・社会経済面の指標作成への支援等により、各島の特性に応じた島の保全・管理のための戦略・計画策定・実施に協力していく必要がある。その際に島を類型化しタイプ別の管理戦略を検討する島嶼国の取り組みを支援する。

2) 災害に強い地域社会の形成

<島嶼国>

島嶼国は、科学的知見に基づいた災害の種類（台風、地震、高潮、津波等）や原因ごとのきめ細やかな被害予測情報やハザード評価を作成し、対策を講じる必要がある。そのため、観測体制の充実、防護施設（防波堤、護岸等）・避難場所（シェルター等）の整備、自然災害時の被害軽減に向けた住民向けの啓発プログラムの強化と連動した早期警戒システムの導入（島ごとの特性に見合った災害情報伝達方法の選択）を検討し、事前予報として島嶼国に提供される情報、あるいは独自で観測された自然災害に関する情報を効率的かつ迅速に住民へ伝達するための情報システム網を構築すること

が求められる。これらを含めた総合的な防災計画を策定するとともにその実施体制を整備し、ハード・ソフト両面から災害に強い地域社会の形成を進める必要がある。

また、災害に強い地域社会を形成していくためには、島嶼国は、上記の具体的な被害予測を踏まえ、被害を受けやすい土地の利用を抑制するなどの施策も含めた適切な土地利用計画・国土計画を策定し、推進することが望ましい。特に面積が非常に小さい島では、被害を受けやすい場所の住民のために避難場所（シェルター、避難タワー、避難船等）を整備することも必要である。

<国際社会>

国際社会は、上記の島嶼国の取組みに協力するため、保有する気象情報等を積極的に提供するとともに、関係国際機関における検討を通して地域の拠点となる観測施設の整備を進める必要がある。また、それぞれの島における災害のリスクに関する科学的調査や情報・データの共有を支援するほか、総合防災計画やその実施体制の策定・改善に関する技術面、人材育成面、財政面からの支援を行う必要がある。更に、島嶼国が自律的に気象データ等の収集・分析や更新を行うために、研修やスカラシッププログラム等を通して人材育成を支援する必要がある。

[我が国は、フィジー、ソロモン、サモア等に対し、災害対策の支援プロジェクトを実施しており、今後もこのような支援の取組を継続・拡充していくことが望まれる。]

3) 廃棄物対策の推進

<島嶼国>

島嶼国は、人口や土地面積、人材面等の制約を考慮し、島の実情に合った短期的・中長期的な廃棄物削減のための戦略又は計画の策定・推進に取り組む必要がある。中でも、地域の環境に影響を及ぼす恐れのある廃棄物処分場の改善や廃棄物の減量対策（3Rの導入、コンポスト化）が急務である。また、海流によるプラスチック等の海ゴミの漂着も新たな廃棄物問題としての懸念材料である。こうした、廃棄物問題に関する住民の理解・意識の向上を図ることが重要である。

島嶼国は、廃棄物のもとになる商品の流入をコントロールするための経済的メカニズムの活用についても、検討することが望ましい。加えて、廃棄物をゼロにする施策（「持ち込んだものは持ち出す」）の構築も考慮されるべきである。

<国際社会>

国際社会は、廃棄物処分場の整備や現行の処分場の改善等の短期的な戦略、および廃棄物そのものの減量等の長期的な戦略について、どのようなモデルが提示できるか検討する。また、上記に基づいて、土地面積や人材面等、比較的大きなキャパシティをもつ国・地域では3Rシステムを導入する、人口集中地域で下水処理施設を整備す

る、あるいは下水処理施設等の大規模な設備の設置が困難な国・地域においてはコンポストトイレの普及（利用のためのレクチャーも）を行う等、島を類型化してタイプ別のベストプラクティスを提示し、島嶼国に判断材料を提供して支援する。ベストプラクティスの提示に加え、過去の上手くいかなかった事例とその原因についても提示して判断材料の一助とすることが望ましい。

[我が国は、サモア、パラオ、フィジー等に対し廃棄物管理の支援プロジェクトを実施しており、今後もこのような支援の取組を継続・拡充していくことが望まれる。]

4) 再生可能エネルギー開発の促進

<島嶼国>

島嶼国が経済的自立に向けて取り組む上で、地域社会に対し輸入エネルギーに過度に依存しないよう促していくことは重要な課題である。このため、島嶼国は開発に関わる事業者に、補助金・税制優遇策などによるインセンティブ付与をしつつ、太陽光発電、風力発電、波力発電、潮流発電、海洋温度差発電等の再生可能エネルギーの利用開発を推進することが望ましい。また、節電・省エネといった電力エネルギーの効率的利用に関する啓発姿勢を示すだけでなく、輸送における化石燃料エネルギーの効率的利用などにおける政治レベルでの意識改革も必要であり、市民レベルの意識向上を含めた多面的な省エネルギー化の推進も必要である。

<国際社会>

国際社会は、島嶼国のエネルギー企業の技術開発を支援する他、各国の自然条件の調査を支援し、自然条件のポテンシャルに合った適用性の高い技術を特定し、導入システムを確立するなどエネルギー開発が効率的・効果的に行われるように支援する。また、化石燃料と再生可能エネルギーとのコスト比較を行い、コスト差が一定の範囲内ならば再生可能エネルギー開発を優先的に支援すべきである。併せてスマートグリッド導入により電力の供給と消費を効率的にコントロールすることが重要である。更に、低コスト化、メンテナンスフリー化等の技術開発を推進し、島嶼国への技術移転を積極的に図るべきである。

[我が国は、パラオ、マーシャル、トンガ、ミクロネシア等に対し太陽光を活用したクリーンエネルギー導入の支援プロジェクトを実施しており、今後もこのような支援の取組を継続・拡充していくことが望まれる。]

5) サンゴ礁やマングローブ林の保全

<島嶼国>

島嶼国は、海岸の侵食防止等により防災また海洋環境保護上重要な役割を果たしているサンゴ礁やマングローブ林の保全について、不適切な護岸工事により侵食が引き

起こされた事例等に鑑み、適切にデザインされた構造物、養浜等による多面的なアプローチによる島の維持と、サンゴ・有孔虫由来の土砂からなる生態系の社会的、経済的、環境上の利益の実現のための維持・再生・利用に配慮した長期的アプローチを行うべきである。また、土地の造成・環境造成技術の一つとして効果的な養浜については、砂の供給先の島の環境への配慮や、容易な砂運搬技術の開発によるコスト削減も検討するべきである。

<国際社会>

国際社会は、サンゴ礁やマングローブ林の保全について、島の環境条件、地形学的特徴をふまえ、上記の利用計画や保全計画に基づく島嶼国による多面的なアプローチを支援し、生物多様性に関する愛知目標の達成を推進する必要がある。

<島嶼国及び国際社会>

島嶼国及び国際社会は、海洋における生物の生息環境の改善が急務であることを前提にし、これが環境面だけでなく防災上も重要事項であることに留意する必要がある。更に、島嶼国及び国際社会は、サンゴ増養殖技術の確立・普及・移転、有孔虫による砂の生産を通じた島の保全に関する研究の推進とその成果を活かした島の保全対策の実施等の生態系ベースのアプローチを促進するべきである。

[我が国は、ツバル等の太平洋島嶼国や沖ノ鳥島対策等でそのような取組の支援を行っているので、その知見を活かして、この取組において先駆的な役割を果たすべきである。]

6) 工場排水及び生活排水による海洋環境悪化の改善

<島嶼国>

島嶼国は、多くの島嶼国で都市部の工場排水及び生活排水並びに油流出等が海洋環境の悪化につながってきたことに鑑み、陸上からの排水に関する環境基準の設定、規制のための監視メカニズム等の法制度を導入することが望ましい。また、排水中に含まれる栄養塩の海洋への流出が島周辺の生物生息域に影響を及ぼしている。これには、輸入される食糧や肥料など島へ持ち込まれる物質が関与しているので、これらについても管理していくことが望ましい。

<国際社会>

国際社会は、島嶼国のこれらの取組に対し、これまでの経験を共有することや、科学的知見を提供すること等により支援を行う必要がある。

3. 島の周辺海域の管理

(1) 島の周辺海域の管理に関する問題点・課題

海洋のガバナンスに関する国際的な枠組を規定する国連海洋法条約の下で、各国は排他的経済水域等を含む周辺海域を管理することとなった。太平洋島嶼国の排他的経済水域等の全体は太平洋の大きな部分をカバーすることから、海洋を管理していく上で島嶼国が果たすべき役割は非常に大きい。同条約により島嶼国は広大な排他的経済水域等における生物資源やエネルギー・鉱物資源の開発・利用等に関する主権的権利を有する一方、海洋環境等を保全する義務を負っており、それぞれの島嶼国が排他的経済水域等の開発・利用・保全等について総合的管理を推進していく必要がある。そのためには、島嶼国は管轄海域の確定等を行う必要があり、また、管轄海域における漁業管理、海上交通の維持・確保、海洋鉱物・エネルギー資源開発、海洋環境・海洋生物多様性の保全と持続的利用等を適切に行っていく必要がある。

しかしながら島嶼国は、人的・財政的・組織的な資源の不足から、このような周辺海域の総合的管理を行う上で障害に直面しており、国際社会の協力が必要である。

(2) 解決の方向

1) 管轄海域の確定等

<島嶼国>

海域の総合的な管理を十分に行うためには、自国が管理する海域を設定することが必要である。島嶼国は、基線の調査を鋭意進めるとともに、隣国と重なり合う境界の画定交渉について、完了していない場合には、これを行うことが重要である。その際、国際的な先例を踏まえつつ、国連海洋法条約の関連規定に従う必要がある。また、島嶼国は、必要に応じ、国連海洋法条約に従って、大陸棚限界委員会に対する大陸棚の延長の手続きを進める必要がある。更に、島嶼国は、大縮尺等の海図に低潮線が記載され、海域の範囲が公表されるよう努める必要がある。

<国際社会>

国際社会は、島嶼国に対し、基線や海域の設定に必要な調査、既存の海洋関係法制や海図の更新等について、引き続き支援を行う必要がある。

2) 実践的な漁業管理政策

<島嶼国>

島嶼国は、自国の沿岸域の小規模漁業における破壊的漁業の取り締まり等を含む漁業資源の保存管理を実施することが望ましい。また、沖合漁業における漁獲枠など科学的根拠に基づいた管理を行うことが望ましい。

また、収穫物のマーケティングに関してもトレーサビリティの向上などの市場（需

要) サイドの規制という視点で取り組んでいくことが望ましい。

< 島嶼国及び国際社会 >

島嶼国及び遠洋漁業国は、各国及び地域レベルで、IUU 漁業（違法・無報告・無規制漁業）の取締り強化のため、モニタリング・管理・監視（MCS）を強化するべきである。海上の法秩序の調整・維持のためのコーストガードや国レベルの MCS 委員会のような法執行機関の設置・強化は有効である。漁業はグローバルな問題であることを認識し、共同でのコーストガードの設置や島嶼国間での監視に関する法執行の多国間協定の可能性についても検討すべきである。

< 国際社会 >

国際社会は、漁業活動や土着の知識、地域社会の利益に関する社会経済的研究に基づく、地域社会を基礎とした漁業管理施策の実施に対し、最大限に科学的データを活用しつつ支援を行う必要がある。国際社会は、島嶼国の漁業管理能力に限界がある場合、島嶼国の漁業管理体制設置・強化に対し、人材育成を含め、支援を行うべきである。

国際社会は、地域漁業管理機関を通じて、保全活動による負担の公平な分担を確保し、過剰な漁獲能力を抑制し、IUU 漁業問題に取り組み、資源の乱獲を防ぐことにより、持続可能な漁業を推進すべきである。その際、保全活動による負担を公平に分担することを確保する新しい仕組みをつくることについても検討すべきである。また、国際社会は、コーストガード設立に関して、人材育成や船舶・通信システムの提供等の支援を行うべきである。更に、国際社会は、島嶼国に対し、雇用創出、経済発展につながるよう、水産物の加工による付加価値化、水産物の輸出のための支援を行う必要がある。

[我が国は、フィジー、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、ナウル、パラオ、パプアニューギニア、ソロモン、ツバル等に対し、地域漁業振興協力等の支援を実施しており、今後もこのような支援の取組を継続・拡充していくことが望まれる。]

3) 海上交通の維持・確保

< 島嶼国 >

島嶼国は、これまで積み上げてきた伝統的航法の知見を活かし、島嶼間の移動に不可欠な海上交通の維持・確保に取り組む必要がある。また、島嶼国は、運航・管理・維持が容易な船舶の導入・普及に努めることが望ましい。

< 島嶼国及び国際社会 >

島嶼国及び船舶の旗国は、海上交通安全・保安の確保、船舶による海洋汚染・生態

系の被害の防止、エネルギーの効率的利用に努めることが望ましい。

<国際社会>

国際社会は、海上交通の確保に関わる財政的な支援や、船舶の導入後のフォローアップ、海上交通の維持・確保や環境保全対策等に関わる人材の育成に対する技術的な支援を行う必要がある。

[我が国は民間ベースでマーシャル、ミクロネシア、パラオ等に対する海上保安機能向上に向けた支援や海洋の安全と管理に関する島嶼国間での連携・交流に対する支援を実施しており、今後もこの分野で支援の取組を継続・拡充していくことが望まれる。]

4) 海洋鉱物・エネルギー資源開発

<島嶼国>

島嶼国は、海底の鉱物・エネルギー資源について環境保全の責務を果たしながら開発を行うため、予防的なアプローチや環境影響評価に基づく実効性ある規制を実施する必要がある。同時に、海底鉱物・エネルギー資源に関わる活動は、公衆衛生、生物資源の保護、施設の運用の安全性、社会的・財政的便益の適切な管理に十分に留意しながら行われる必要があるため、島嶼国は、海底鉱物・エネルギー資源の探査・開発・生産（採掘）の諸段階に関する法制度を整備することが望ましい。

<国際社会>

国際社会は、探査・試掘・採掘による環境被害の予測及び評価のためのマニュアルを作成し、開発事業のすべての側面を適切に誘導し、島嶼国の利益と環境を守るための特別なガイドラインや政策を樹立するための適切な支援を行うことが必要である。また、国際社会は、特に開発途上国の利益を守るために、海底の鉱物・エネルギー資源開発の環境影響評価と管理に関する技術的知見の共有を円滑に行うためのワークショップや活動を支援する必要がある。

[我が国は、太平洋島嶼国に対し海底鉱物資源調査等の支援を実施したが、今後もこのような支援の取組を実施していくことが望まれる。]

5) 海洋環境・海洋生物多様性の保全と持続的利用

<島嶼国>

島嶼国は、地域の実情を考慮しながら、海洋環境・海洋生物多様性を保全し、持続的に利用するため、海洋保護区（Marine Protected Areas/MPA）を含む様々な管理手法、あるいは総合的な海洋管理・生態系ベース管理（Ecosystem-based Management/EBM）の実現のための手法を積極的に活用すべきである。海洋保護区の設置・運営に当たっては、取組の持続性や期待される効果等に鑑み、伝統的に海域を利用してきた住民が

主体となるコミュニティベースの管理（Community-based Management/CBM）が効果的な手段の一つとして考えられる必要がある。また、漁獲圧の低減や破壊的漁法の排除といった他の資源管理手法と組み合わせて考えられるべきである。

海洋保護区は、それが効果を発揮するためには、明確な目的に基づき企画され、また、海洋空間・資源に関する他の目的と調和するよう実施される必要がある。また、海洋の保全は、単に全く手をつけないということではなく、スチュワードシップ（責任を持ち適切に管理する）の観点からとらえるべきである。従って、採取を厳格に禁止する海洋保護区のみではなく、漁業資源の持続的利用が可能になるような海洋保護区についても検討すべきである。持続可能な開発、人間環境、生態系の営みや生物多様性の保全といった、島嶼国がすでに直面している複雑な課題に対応するためには、生態系ベースの管理を幅広くとらえることが重要である。特に、海洋保護区の議論はコミュニティ、局所の問題であったが、現在では、（国や地域に）スケールアップされている現状に鑑み、海洋保護区の管理を適切に行うため、国や地域の海洋保護区管理に関わる管理者や実務者間のネットワーク作りを行い、人材育成を進展させるべきである。

<国際社会>

国際社会は、新たな海洋保護区の設置に向けて、海洋環境に関する科学的データの集積を強化し、適正な環境評価のあり方を検討する必要がある。また、適切な海洋保護区設置に向けたガイドラインの整備について、必要に応じ技術的、財政的な支援を行う必要がある。

4. 気候変化・気候変動への対応

(1) 気候変化・気候変動への対応に関する問題点・課題

島におけるサンゴ礁その他の海洋生態系が気候変化・気候変動による被害を受けていることから、一部の島嶼国では長期的には国土の一部又は全部が水没する恐れがある。このことは、島の物理的な環境の安全性だけでなく、農業や漁業による住民の生計をもおびやかしている。気候変化・変動はまた、島嶼国を他の様々な脅威にさらし、沿岸域の資源、水質等への負荷を増加させる。また、海洋の酸性化が地球規模で進行しており、長期的には特定生物（サンゴ、貝類等）の骨格・殻形成に障害が出る可能性があり、島および周辺海域の生態系の劣化を引き起こす重大な変化が懸念される。

島嶼国がこのような状況に対応するためには、グローバルな問題（気候変化及び気候変動）とローカルな問題を峻別し、かつ、長期的な変化傾向と十数年の変動が重層することによる見かけのレジームシフト等を理解し、それぞれの問題の原因や影響を科学的に分析・予測する体制を整え、適切に対応することが肝要である。また、気候変化に伴う海面上昇による国際法上の課題にも対応していく必要がある。しかしなが

ら、島嶼国はこれらの対応を行うための十分なキャパシティを備えておらず、国際社会の協力が必要である。

(2) 解決の方向

1) 島嶼国社会における気候変化・気候変動への適応

<島嶼国及び国際社会>

島は、その狭小性、自然の脅威に対する脆弱性などから、気候変化・気候変動により大きな影響を受ける可能性がある。地球温暖化とそれに伴う海面上昇や海水温上昇等の気候変化、海洋の酸性化による生態系の変化について、地域的影響の理解を促進することが望まれ、そのために島嶼国及び国際社会はサンゴや堆積物に記録された過去の記録の調査等に基づく地域的影響に関する研究を行うことが必要である。また、エルニーニョ、南方振動、熱帯インド洋ダイポールモード現象等の気候システムの内部起源による気候変動について、エルニーニョもどきによる干ばつの発生等新たな気象現象の研究を行うことが望まれる。そのために、予測技術の改良のための研究、必要なデータの持続的な観測体制の確立、技術移転の促進等海面上昇に関する総合的研究が必要である。かかる研究のために、島嶼国及び国際社会は、最適な観測地を選定して国際的観測体制を確立するとともに、目的を明確化した科学的調査を実施し、気候問題についてデータに基づいた現実的な対応策を実施することも重要である。

島嶼国が受ける環境変化に対応するためには、グローバルな問題（気候変化・気候変動）とローカルな問題、さらには長期的な問題と短期的な問題を峻別することが必要である。そのために、それぞれの問題の原因や影響を科学的に分析・予測する体制を整え、適切に対応することが肝要である。

グローバルかつ長期的な問題のうち、海面上昇や海水温の上昇、塩分の変化を引き起こす気候変化について、島嶼国及び国際社会は、長期的な視野にたち、必要な適応策、例えば脆弱な生態系・資源（サンゴ礁、魚類、マングローブ、沿岸の生態系等）に対する観測体制の整備、実験的な研究や海岸の防護対策を計画的に実施するのが望ましい。また、気候変動について、エルニーニョ南方振動やエルニーニョもどきが生み出す十年単位の気候循環のような気候面の不規則性に関して基礎的なデータを提供し、広範な研究を行えるよう、小島嶼開発途上国における基本的な気候観測能力を強化する必要がある。我が国は、フィジー等に対し、気象予報能力の強化等の支援を実施しており、今後もこのような支援の取組を継続・拡充していくことが望まれる。

ローカルかつ短期的な問題のうち、人為的な問題が原因となっている沿岸海洋環境の悪化については、本提言の3(1)を踏まえて、適切な対策を取る必要がある。

気候変化・気候変動により大きな影響を受ける島において長期を見通した抜本的な対策を検討・実施するため、島嶼国及び国際社会は、島の地学・生態学的特徴により島を分類し、分類に応じた体系的・効率的な対策を計画し、実施することが望まれる。

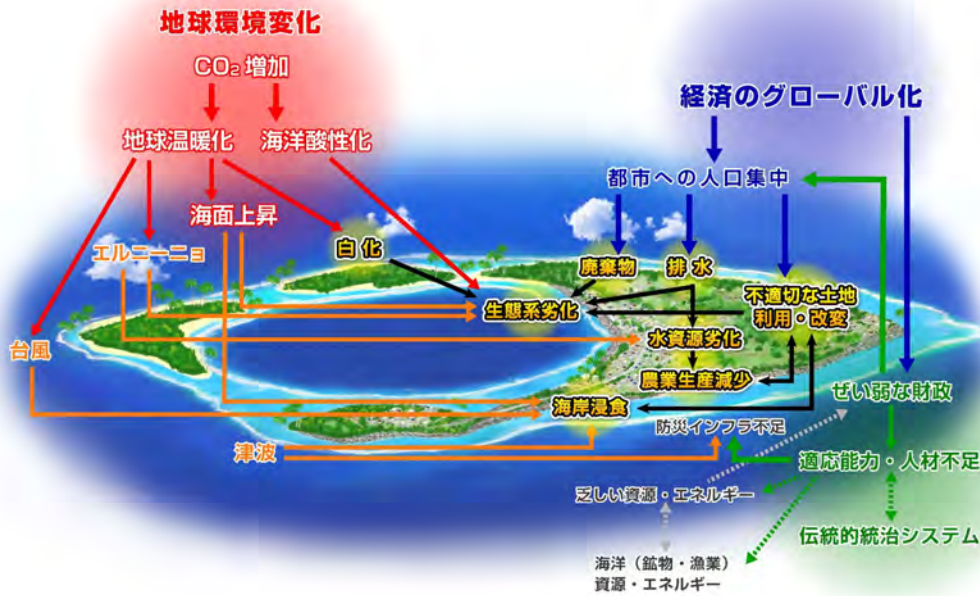
そのために、特に地形学・生態学の観点から島を分類した上で、それぞれが抱える問題点を明らかにするとともに、それぞれにおいて成功を収めてきた対策例を共有することが肝要である。その際、地球規模の気候変化やローカルな人的ストレスに脆弱な生態系サービス・資源（サンゴ礁、魚類、マングローブ、沿岸の生態系等）の応答等に対する観測や実験的な研究を通じ、知見を深めることが必要であるとともに、環礁から成る島は、気候変化・気候変動に対して最も脆弱であることから、特に個別に取り上げて対策を検討し講じるのが望ましい。その際、ローカルな問題への対策も同時に講じるのが望ましい。

2) 国際法上の課題への対応

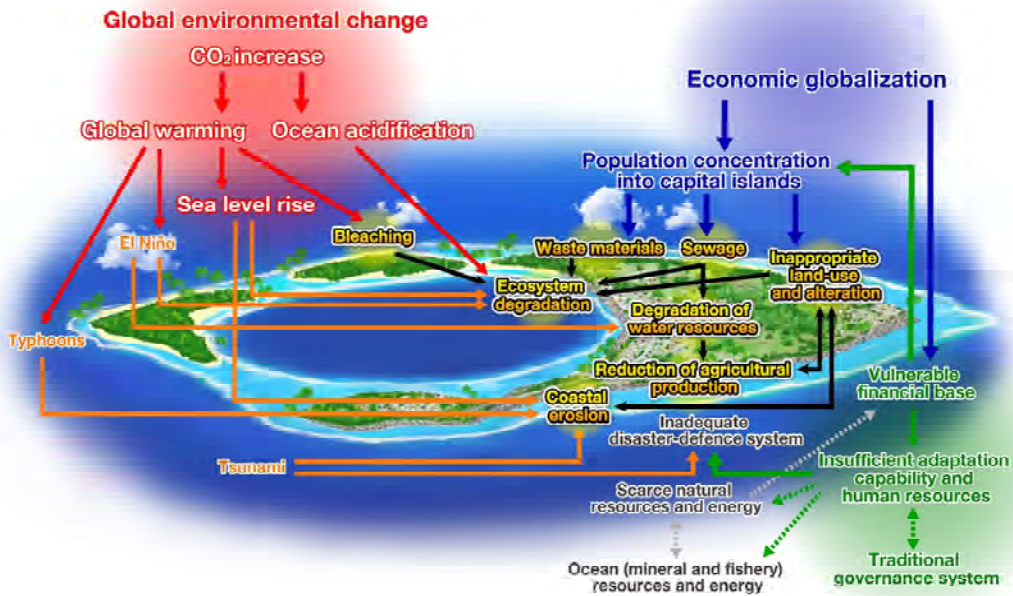
<国際社会>

島の低潮線は、領海、排他的経済水域及び大陸棚の設定の基点となることから、重要である。気候変化に伴い海面が上昇しつつある現在、低潮線が変化したり、島の一部又は全部が水没する恐れがあるが、現在の国際法のルールは、そうした事態に対応していない。

そのため、国際社会は、国連海洋法条約の関連規定について課題を明らかにするとともに、島嶼の人々への啓発や、太平洋島嶼フォーラム等との連携のもと、気候変化がもたらす影響に対応するための新たなルールの採択を促すことが望ましい。国連海洋法条約の関連規定が十分に適用・適合できない場合、当事国や国連総会で会合を開いて補完文書を採用するなど、具体的な方法を検討すべきである。



茅根創作図(2013)



Prepared by Hajime Kayane (2013)

参考図：島と周辺海域の問題関連図（提供：茅根創教授）

第4章 まとめ

島は、海洋資源の開発・利用、海洋環境・生物多様性の保全などの拠点としてかけがえない存在である。当財団は、平成21年度から平成23年度まで第1期の「島と周辺海域の保全・管理に関する調査研究」を実施し、「島の保全・管理」、「島の周辺海域の管理」及び「気候変化・気候変動への対応」の3つの視点から国際共同政策提言をとりまとめ、Rio+20の事務局に提出した。その後、リオ+20においては、島嶼国における持続可能な開発に向けた国際社会の取り組みの方向性がその成果文書に盛り込まれた。

この第1期の調査研究を踏まえ、第2期である本調査研究では、太平洋島嶼国やその周辺の国々と協力し、国際共同政策提言、国内版政策提言やリオ+20の成果文書に基づき、島と周辺海域の持続可能な開発に向けた政策の一層の具体化を図る。また、今後開催される国際会議の成果文書等に、その内容を反映させるよう務める。

本年度は、オーストラリア国立海洋資源安全保障センター(Australian National Centre for Ocean Resource & Security, ANCORS)、太平洋島嶼国応用地球科学委員会(Pacific Islands Applied Geoscience Commission, SOPAC)、太平洋諸島フォーラム事務局(Pacific Islands Forum Secretariat, PIFS)等と協力して国際セミナーを開催し、島と周辺海域における持続可能な開発に向けて島嶼国や国際社会が推進すべき政策の具体化等について議論を行い、第1期にとりまとめた国際版共同政策提言を改正し、新・国際版共同政策提言「For The Better Conservation and Management of Islands and Their Surrounding Ocean Areas(島と周辺海域のより良い保全と管理)」をとりまとめた。これを、ANCORS, SOPAC division of SPC, PIFS等に送付し、第3回小島嶼開発途上国会議に反映されることを要請するとともに、国連持続可能な開発目標の策定に向けた公開作業部会に提出し、その実現を図った。

それと並行して第1期「島と周辺海域の保全・管理に関する調査研究」による国内版政策提言や新・国際版共同政策提言、リオ+20成果文書等を踏まえ、島と周辺海域における持続可能な開発に向けて島嶼国や国際社会が推進すべき政策の具体化について検討を行い、「島と周辺海域の保全・管理」に関する政策提言(案)の議論を進めた。

なお、2年目以降は、引き続きANCORS、SOPACならびにPIFS等と協力して国際セミナーを開催し、島と周辺海域の持続可能な開発に向けた政策の一層の具体化を図るとともに、2014年に開催される小島嶼開発途上国に関する国際会議の成果文書や、2015年以降について策定される「持続可能な開発目標」に、当財団による政策提言の内容を反映させるよう務めることとする。

参 考 資 料

参考資料 1	国内委員会の記録	37
参考資料 2	国際セミナーの記録	39
参考資料 3	共同政策提言「For The Better Conservation and Management of Islands and Their Surrounding Ocean Areas (島と周辺海域のより良い保全と管理)」	45
参考資料 4	リオ+20 成果文書「The future we want (私たちが望む未来)」抜粋	59
参考資料 5	「Oceans Day at Rio」共同議長声明 「Rio Ocean Declaration (リオ海洋宣言)」	61

平成 25 年度
島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究委員会
議事次第

- 第 1 回 日時:平成 25 年 6 月 28 日(金) 議事
10:00~12:00 (1) 平成 25 年度実施計画 (案) について
(2) 国際セミナーの開催について
(3) その他
- 第 2 回 日時:平成 25 年 11 月 6 日(水) 議事
13:00~15:00 (1) 第 1 回委員会の指摘と対応方針 (案) について
(2) 国際セミナーの開催について (報告)
(3) (仮題) 第 3 回 S I D S に向けた寄与文書 (案) について
(4) その他
- 第 3 回 日時:平成 25 年 2 月 18 日(木) 議事
14:00~16:00 (1) 第 2 回委員会の議事録 (案) について
(2) 国際セミナー成果:「島と周辺海域の保全・管理」に関する政策提言 (英文) について (報告)
(3) 国連持続可能な開発目標策定に係る第 8 回公開作業部会 (報告)
(4) 「島と周辺海域の保全・管理」に関する政策提言 (和文) の改訂について
(5) 平成 25 年度事業報告書について
(6) その他

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

International Seminar on Islands and Oceans (2nd stage)

- Promotion of Sustainable Development of Islands
and their Surrounding Ocean Areas -

Tokyo, Japan
August 20-21, 2013



Applied Geoscience and Technology Division (SOPAC)

International Seminar on Islands and Oceans (2nd stage)
**- Promotion of Sustainable Development of Islands
and their Surrounding Ocean Areas -**

A Series of ‘International Seminar on Islands and Oceans’ between 2009 and 2011 were co-organized by OPRF⁴, ANCORS⁵ and the SOPRC Division of SPC⁶ under project of ‘Management and Conservation of Islands and their Surrounding Ocean Areas.’

We submitted the Policy Proposal (including On Conservation and Management of Islands, Management of the Surrounding Ocean Areas, and Response to Climate Change and Variability) that resulted from the Seminar to the Rio+20 secretariat and related bodies. The proposal facilitated and reflected on the ‘Rio Ocean Declaration’ as co-chairs’ statement of the Oceans Day at Rio+20 and the endorsed outcome document of Rio+20, entitled ‘The future we want’.

The upcoming seminar is part of our second stage of the project, ‘International Seminar on Islands and Oceans (2nd stage)’ will be held under the project ‘Promotion of Sustainable Development of Islands and their Surrounding Ocean Areas’.

We hope to co-organize the international seminar series in cooperation with ANCORS, the SOPAC Division of SPC and PIFS⁷ to again consider together what policies for island states and international society should promote for sustainable development of islands and their surrounding ocean areas and how best to implement them.

This year’s seminar will have three sessions on three different themes: On Conservation and Management of Islands, Management of the Surrounding Ocean Areas, and Response to Climate Change and Variability. In each session we plan to discuss specific implementation measures based on the status of the respective themes after Rio+20.

We are expecting to make outcome for, the 3rd international conference on small island developing States (SIDS) in 2014, and the development of the Sustainable

4 Ocean Policy Research Foundation

5 Australian National Centre for Ocean Resources and Security

6 Applied Geoscience and Technology Division of the Secretariat of the Pacific Community

7 Pacific Islands Forum Secretariat

Development Goal under lead of the United Nations in 2015 etc.

Brief Overview

Seminar

International Seminar on Promotion of Sustainable Development of Islands and their Surrounding Ocean Areas

Date

August 20 and 21, 2013

Format

Closed Sessions

(Individuals interested in issues concerning islands and their surrounding waters may be invited as observers)

Venue

The Nippon Zaidan Building (2nd Floor), Akasaka, Tokyo

Organizer

Ocean Policy Research Foundation

Co-Organizers

Australian National Centre for Ocean Resources and Security, ANCORS

Applied Geoscience and Technology Division of the Secretariat of the Pacific Community, SOPAC Division of SPC

Supported by

Nippon Foundation

Participants

Australia:

Prof. Richard KENCHINGTON
(ANCORS)

Dr. David LEARY
(University of Technology, Sydney)

Prof. Martin TSAMENYI
(ANCORS, Director)

Fiji:

Dr. Willy MORRELL
(PIFS, Natural Resources Adviser)

Japan:

Prof. Tomoya AKIMICHI
(RIHN, Prof. Emeritus)

Dr. Tomohiko FUKUSHIMA
(The University of Tokyo, Associate
Professor)

Prof. Moritaka HAYASHI
(Waseda University, Prof. Emeritus)

Mr. Yasuhiko KAGAMI
(ChubuUniversity, Associate Professor)

Mr. Masanori MIYAHARA
(Fisheries Agency, Deputy Director General)

Prof. Naoya OKUWAKI
(Meiji University, Professor)

Prof. Makoto OMORI
(Akajima Marine Science Laboratory)

Prof. Tomoya SHIBAYAMA
(Waseda University, Professor)

Mr. Shin TANI
(Japan Coast Guard, Director of
Hydrographic & Oceanographic
Department)

Chairs

Mr. Hiroshi TERASHIMA
(OPRE, Executive Director)

Prof. Toshio YAMAGATA
(JAMSTEC, Director of Application Lab.)

General Chairs:

Mr. Hiroshi TERASHIMA
Prof. Martin TSAMENYI

Session1 Chairs:

Mr. Hiroshi TERASHIMA
Prof. Martin TSAMENYI

Session2 Chairs:

Prof. Richard KENCHINGTON
Mr. Hiroshi TERASHIMA

Session3 Chairs:

Prof. Martin TSAMENYI
Prof. Naoya OKUWAKI

Session4 Chairs:

Prof. Toshio YAMAGATA
Prof. Martin TSAMENYI

Session5 Chairs:

Mr. Hiroshi TERASHIMA
Prof. Martin TSAMENYI
Dr. Willy MORRELL

Staff (OPRF)

Mr. Shigeru YONEYAMA

Dr. Keita FURUKAWA

Dr. Sakura NAGAOKA

Dr. Shingo HORII

Ms. Rina UESATO

Programme (provisional)

August, 20th

10h-10h30m Opening

10h30m-12h Session 1: Reports from each Organization activities after Rio+20

Presentation: Mr. Hiroshi TERASHIMA (OPRF)

"Status report form OPRF"

Presentation: Prof. Martin TSAMENYI (ANCORS)

"Status report form ANCORS"

Presentation: Dr. Willy John MORRELL (PIFS)

"Status report form PIFS "

12h-14h Lunch

14h-17h Session 2: On Conservation and Management of Islands

Presentation: Dr David Leary (University of Technology, Sydney)

"A Renewable Energy Future for Pacific Island Countries and Territories"

18h-20h Reception

August, 21st

9h-11h Session 3: Management of the Surrounding Ocean Areas

Presentation: Mr. Masanori MIYAHARA (Fisheries Agency)

"Towards Sustainable Development of Fisheries Resources in the South Pacific"

11h-12h30m Session 4: Response to Climate Change and Variability

Presentation: Prof. Moritaka HAYASHI (OPRF)

"Shifting of Baselines Due to Climate Change and Variability, and the Need for International Legal Measures to Mitigate Adverse Impacts against Islands"

Presentation: Prof. Toshio YAMAGATA (JAMSTEC)

"On Threats of the Evolving Climate in Small Island Developing States (SIDS)"

14h-15h30m Session 5: Summary, Target and Work plan for next step

16h-16h30m Closing

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

Contribution Paper for the OWG on SDGs

For The Better Conservation and Management of Islands and Their Surrounding Ocean Areas

January 2014

Ocean Policy Research Foundation
Australian National Centre for Ocean Resources and Security at the
University of Wollongong



Contents

1. Purpose of This Policy Proposal	47
2. Priority Issues and Directions toward Solution	48
2-1. On Conservation and Management of Islands	48
a. Development of Island Management Strategies	48
b. Increased Safety and Resilience of Island Communities	49
c. Implementation of Waste Management	50
d. Development of Renewable Energy	51
e. Conservation of Coral Reefs and Mangrove Forests	51
2-2. Management of the Surrounding Ocean Areas	51
a. Establishment of Baselines and Maritime Limits	51
b. Implementation of Practical Fisheries Management Policies	52
c. Maintenance and Securing of Shipping Services	53
d. Exploitation of Marine Mineral Resources and Preservation of Marine Environment	53
e. Conservation and Sustainable Use of the Marine Environment and Marine Biodiversity	53
2-3. Response to Climate Change and Variability	54
a. Adaptation to Climate Change and Variability by Island Societies	54
b. Response to International Law Issues Related to Climate Change	54
3. Capacity Building and Institutional Strengthening	55
4. Suggestions for Responding to the Challenges	55
5. Toward Realization of This Policy Proposal	56

Contribution Paper for the Open Working Group on SDGs

For The Better Conservation and Management of Islands and Their Surrounding Ocean Areas

Policy Proposal by the Ocean Policy Research Foundation, the Australian National Centre for Ocean Resources and Security at the University of Wollongong and their contributing technical partners

1. Purpose of This Policy Proposal

The ocean covers some 70 percent of the earth's surface and plays a significant role in sustaining human life by supplying natural resources and stabilizing climate. Islands serve as an irreplaceable base from which to protect and develop ocean resources, and conserve the marine environment and biodiversity.

Island States have the right to explore, exploit, conserve and manage their natural resources, and a responsibility to protect and preserve the marine environment, including conserving the living resources therein under the United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS) and other international treaties.

Today, however, islands are faced with various conservation and management challenges due to local environmental problems and global change. In particular global climate change and its associated effects have raised the plight of small islands as a matter of international concern.

This Policy Proposal reflects the results of a 3 year international research program undertaken by the Ocean Policy Research Foundation (OPRF), the Australian National Centre for Ocean Resources and Security (ANCORS) at the University of Wollongong and their contributing technical partners, followed by a second phase of the research undertaken by OPRF, ANCORS and their contributing technical partners. This research has identified a range of globally interlinked issues whose resolution is fundamental to the future sustainability and development of small islands. Its purpose is to draw the attention of the international community to the need for more effective means to address these growing problems, especially the use of precautionary and ecosystem based approaches. This research has focused on the Pacific Ocean, where many islands are found and vast areas of the ocean fall under the jurisdiction of island States.

The research and recommendations are focused on the characteristics of islands, acknowledging islands and their surrounding ocean as unified areas and considering how to conserve and manage them. The results are being shared to support discussion on the Third International Conference on SIDS in 2014 as well as the Sustainable Development Goals, in the hopes of fostering sustainable development of island societies and the exploitation and conservation of the ocean through cooperation and collaboration between island States and the international community.

2. Priority Issues and Directions toward Solution

2-1. On Conservation and Management of Islands

a. Development of Island Management Strategies

In order to address the challenges of global change to biophysical resources of islands, the international community should support practical initiatives to assist countries in the development of strategic planning and implementation of island-scale management decisions. Such support should be aimed, *inter alia*:

- i) To develop effective management strategies for islands through classification by the socio-economic, cultural, and ecosystem-based characteristics not only of the islands themselves but also their surrounding environments.
- ii) To develop robust environmental and socio-economic baselines against which management strategies can be designed and the success of outcomes evaluated. Environmental baselines should include: defining the natural dynamics of reef islands and high island shorelines (erosion, accretion patterns and island migration rates) at a range of timescales; the health and status of island ecosystems (e.g., coral reefs, water quality) and water resources; and resolution and recognition of the critical inter-linkages between island biophysical systems that maintain landforms and support human populations. Socio-economic baselines should provide an understanding of current human uses and impacts, and their impacts and the values or forces which drive them.
- iii) To better resolve the outlook or future changes in local island landforms and ecosystems that may be expected to arise from the combination of human uses and impacts and the effects of global environmental change.
- iv) To develop comprehensive strategies to manage the threats to island biophysical systems

that allow communities to co-exist with the natural dynamics of islands. Such management strategies should also aim to maintain the life-supporting capacity and natural dynamism of islands and their associated ecosystems; reflect the diversity of island types; recognize the complex interaction of island biophysical systems (people, land, water, ecology); and embrace a broad range of practical management solutions that comprise land use and resource planning as well as hard and soft engineering tools.

v) To identify, design and implement alternative adaptation strategies that are sensitive to the natural dynamics of island biophysical systems.

vi) To implement, monitor and evaluate ecosystem-based management plans for island biophysical systems through effective implementation of the Pacific Oceanscape.

b. Increased Safety and Resilience of Island Communities

b-1. The international community should continue to support a range of disaster risk management measures to assist island States to reduce their levels of vulnerability and risk. Measures that can be considered for support are reflected in the priorities endorsed by representatives of Pacific island countries and territories at a range of regional and global fora such as the annual sessions of the Pacific Platform for Disaster Risk Management, and biennial sessions of the Pacific Climate Change Roundtable and Global Platform for Disaster Risk Reduction, to name a few.

b-2. Based on assessments grounded in scientific data of natural disasters such as typhoons, storm surges, earthquakes and tsunamis for individual States and islands, island States should draft a comprehensive disaster preparedness plan and implementation framework in order to improve their observation systems, protective infrastructure (e.g., breakwaters and seawalls) and evacuation facilities (e.g., storm surge and tsunami shelters, escape towers and escape ships), education for higher disaster preparedness (e.g., raising disaster awareness and carrying out emergency drills) together with early warning systems, including national communication systems. Disaster resilient societies require development of both hard and soft infrastructures.

b-3. Adoption of conservation measures that are sensitive to individual characteristics of an island contributes to the establishment of a disaster resilient society. For example, in the case of the 2011 tsunami disaster in Japan, re-establishment of settlements in the areas that were affected by tsunamis in the past increased the damage. In order to build societies resilient to natural disasters, it is critical that island States develop and implement appropriate land use plans or national land plans to minimize the use of land, which is deemed vulnerable, based on detailed damage

predictions. Particularly for very small islands, there is also a need to provide accessible shelters for populations in vulnerable areas.

b-4. In order to cooperate with island States to carry out the actions identified above, it is necessary for the international community to support scientific research on disaster risks for individual islands and observation systems (e.g., establishment of a core regional observatory), data and information sharing, and establishment or improvement of comprehensive disaster preparedness plans and their implementation, from technical, capacity building, and financial perspectives.

c. Implementation of Waste Management

c-1. The international community should support island States in the development and implementation of comprehensive waste management strategies in accordance with the Pacific Regional Solid Waste Management Strategy 2010-2015, designed by the Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme (SPREP).

c-2. There is an urgent need to improve waste disposal facilities that may affect the region's environment and reduce waste in particular (e.g., by introducing the 3R (Reduce, Reuse and Recycle) system and refuse compost). It is also important to increase the understanding and awareness of island residents about waste management issues.

c-3. For atoll islands, which are small in land area and so have difficulty securing waste disposal facilities, it is essential to develop and implement a medium- to long-term national strategy.

c-4. It is recommended that island States consider the utilization of economic mechanisms so as to control commercial product inputs which are released as waste products in time. In addition, consideration should also be given to establishing zero waste measures ("bring it in, take it out"). Developed countries that export goods to island States such as cars, equipment, electric and electronic goods) should assist in the implementation of such an approach.

c-5) To implement sustainable management of waste in island States, it is important to use treatment techniques appropriate to the various types of waste (e.g., plastic marine litter and organic waste need be collected and processed separately), make efforts to reduce waste and raise public awareness, and obtain the support of the international community to support these activities.

d. Development of Renewable Energy

d-1. A key to the economic independence of island States is to encourage societies that do not depend excessively on imported energy. Consequently, it is necessary to promote renewable energy innovation according to the natural conditions of each island, and provide business operators with the necessary incentives to promote the use and development of renewable energy as appropriate. In addition, there is a need to encourage measures to save energy and promote increased energy efficiency, including awareness-raising at both the political and civil levels.

d-2. The international community should assist island States in the identification and adoption of feasible renewable energy technologies and their dissemination schemes appropriate to the environmental conditions of each country.

e. Conservation of Coral Reefs and Mangrove Forests

e-1. Coral reefs and mangrove forests play an important role not only in environmental conservation but also in disaster prevention. For example, coastal erosion is prevented by the breaking of waves at the reef margin, creating sheltered areas along island coasts; also, bottom sediment stability is secured by mangrove root systems, reducing tsunami traction force. Island States thus need to take an adaptive and perceptual approach to maintaining island ecosystems by using well-designed structures and beach nourishment; also, a long-term approach that takes into account coral and foraminifera ecological systems is required to achieve social, economic and environmental services (ecosystem services).

e-2. Island States need to establish environmental criteria and monitoring mechanisms to manage excess land-based nutrient budgets or hazardous material spills (e.g., oil spills) that could damage coastal ecosystems.

e-3. The international community should support a multifaceted approach by island States based on the aforementioned utilization plan and conservation plan for conserving coral reefs and mangrove forests to promote achievement of the Aichi Target, which was set at COP10 of CBD in consideration of the environmental and geomorphologic features of islands.

2-2. Management of the Surrounding Ocean Areas

a. Establishment of Baselines and Maritime Limits

a-1. In order to fully implement integrated ocean management, it is important that island States that have not done so, establish their maritime baselines, zones, and outer limits as well as

negotiate maritime boundary treaties. Likewise, where applicable, island States also need to complete the procedures for the extension of their continental shelf in accordance with UNCLOS. It should be noted that charts at appropriate scales are necessary to depict baselines and to publicize maritime limits.

a-2. Where appropriate the international community should continue to give island States technical and legal assistance to establish baselines and maritime zones and update existing maritime legislation and charts as well as to conduct surveys necessary for States to establish their continental shelf.

b. Implementation of Practical Fisheries Management Policies

b-1. It is recommended that island States strengthen conservation and management of small scale fisheries in coastal areas and of fishery resources in their EEZs. Support should be provided for the implementation of community based fisheries management measures, utilizing the best available scientific data. In order to support this implementation, further socio-economic research is required into fishing activities, indigenous knowledge, and community benefits. Coastal fisheries management should be considered a priority area for capacity building and institutional strengthening.

b-2. It is recommended that island States and their distant water fishing State partners should strengthen monitoring, control and surveillance (MCS) at the national and regional levels to better combat illegal, unreported and unregulated (IUU) fishing, taking into account the global nature of these issues. Particular consideration should be given to measures that combat misreporting and strengthen enforcement of license conditions. Some island States may benefit from the establishment and enhancement of enforcement organizations such as coastguards or national MCS committees to coordinate and maintain law and order at sea. The possibility of establishing joint coastguards and multi-lateral surveillance enforcement agreements among some island States should also be considered. Furthermore, as measures from the consumer side, additional consideration needs to be given to increasing traceability of products.

b-3. The international community should promote sustainable fisheries through regional fishery management organizations, including activities that remove excessive fishing capacity, address IUU fishing problems, prevent overexploitation of fishery resources, and implement an ecosystem based approach to fisheries management. Consideration should be given to the development of new processes that ensure an equitable distribution of the conservation burden in a transparent manner. At the same time, the international community should provide support to island States to add value

through processing and export of seafood products, which lead to job creation and economic development.

b-4. The international community should increase its support for the strengthening of fishery management systems in the Pacific islands, including capacity building and institutional strengthening at the local, national and regional levels

c. Maintenance and Securing of Shipping Services

c-1. Island States need to address the maintenance and safety of shipping services which are essential for transportation among the islands. The introduction and promotion of vessels that can easily be operated, managed and maintained should be encouraged. It is also recommended that island States and flag States act to prevent marine pollution and ecological damage caused by ships to island environments and to promote efficient use of energy.

c-2. The international community needs to provide financial support for island States to secure maritime transportation and technical support for human resource development to implement conservation measures.

d. Exploitation of Marine Mineral Resources and Preservation of Marine Environment

d-1 Island States need to enact effective regulatory measures based on a precautionary approach and environmental impact assessment for environmentally responsible exploitation of seabed mineral resources. This requires implementing legal measures covering prospecting, exploration, and production. Seafloor mineral resource activities should be undertaken with careful attention to public health, preservation of marine life, safe operation of relevant processing facilities, appropriate management of resources and social and financial benefits.

d-2 It is imperative to provide appropriate assistance to island States to establish special guidelines and policies to guide all aspects of this new industry and ensure the protection of islands States' interests and environments when developing mineral resources on the seabed.

d-3. The international community should support workshops and processes that facilitate the sharing of technical knowledge related to environmental impact assessments and management of seabed mining activities, particularly for the benefit of developing countries.

e. Conservation and Sustainable Use of the Marine Environment and Marine Biodiversity

e-1. Island States should consider utilizing a range of management tools, including Marine

Protected Areas (MPA), and other similar tools to achieve integrated ocean management and ecosystem-based management (EBM) to conserve and use the marine environment and marine biodiversity in a sustainable manner, while taking into account local conditions and circumstances.

e-2. To be effective, it is necessary that scaled up MPAs (e.g., by networking) are designed around clear objectives, developed and implemented in harmony with other objectives for use of marine space and resources. Marine conservation is about stewardship and thus is much more than no-take areas. The broader approach to EBM is important for addressing the complex issues already facing island States, such as sustainable development, the human environment and maintenance of ecosystem processes and biological diversity, as reflected in the Aichi Targets set at COP10 of CBD.

e-3. It is desirable that island States develop and adopt guidelines as appropriate for establishing and managing MPAs and applying suitable environmental impact assessment measures. The international community should strengthen technical and financial support for island States.

2-3. Response to Climate Change and Variability

a. Adaptation to Climate Change and Variability by Island Societies

a-1. The small land area of islands and their vulnerability to natural threats raise the likelihood that they will be more affected by climate change and variability. Climate change and variability may affect islands through damage to coral reef and near-shore ecosystems due to sea surface temperature increase. Climate variability already affects islands through changes in the intensity and frequency of disasters due to ongoing ENSO cycles, El Niño Modoki, ocean acidification and other meteorological irregularities; and climate change is expected to increase possible variability and extremes. Understanding of data relating to climate/oceanic extremes and socio-economic indicators offer many important lessons to reduce vulnerability of islands (e.g., draughts caused by El Niño Modoki or urbanization). It is also important to undertake further targeted scientific research and to implement evidence-based, practical solutions to climate stress. This will engender long-term resilience and enable islands to appropriately adapt to disasters and climate change impacts.

a-2. It is important to take measures to address the following three issues. First, as to global scale climate change, there is a need to deepen our understanding through observation and experimental research of vulnerable ecosystem services and resources (e.g., coral reefs, fish, mangroves, shoreline systems, etc). Second, as to climate variability, basic climate monitoring capacity must be

strengthened in small islands to provide critical baseline data and broader research on meteorological irregularities such as decadal climate cycles, ENSO and El Niño Modoki. Third, in terms of aggravation of local inshore marine environments caused by existing anthropogenic stress, appropriate action and exploration of impact-response mechanisms should be taken in line with Sub-section 2-1 of Section 2 of this document.

b. Response to International Law Issues Related to Climate Change

b-1. The low water lines of islands are important, as they constitute the normal baseline for measuring the breadth of territorial seas, contiguous zones, EEZs and continental shelves, as well as the base point for drawing straight baselines and archipelagic baselines.

b-2. Current rules of international law do not adequately address the adverse impacts of climate change on the limit and the status of territorial seas, contiguous zones, EEZs and continental shelves in cases where low water lines shift or part or the whole of the island territory is submerged due to sea level rise. It is therefore desirable for the international community to consider adopting new rules to mitigate unfair impacts by Climate Change. In this respect, consideration should be given to adopting a supplementary agreement to UNCLOS.

3. Capacity Building and Institutional Strengthening

Capacity building is essential to ensure that island States are able to effectively implement their national and international obligations and to ensure the long term conservation and sustainable use of their marine environments. Accordingly, the international community should support research into identifying priority institutional strengthening and capacity building needs for small island States in the fields of marine management, governance and development. Support should be given to capacity building and institutional strengthening programmes that target national and regional priorities while minimizing disturbance to ongoing management responsibilities. As far as possible, such support should be coordinated through existing regional agencies.

4. Suggestions for Responding to the Challenges

4-1. Various types of scientific knowledge should be accumulated in order to effectively respond to natural threats, problems associated with climate change and climate variability, maintenance and conservation of islands, and environmental preservation of islands.

4-2In order to respond to issues relating to the degradation of the living environments and

increasing vulnerability of marine and coastal environments and communities, it is desirable for island States to establish and implement appropriate land use plans or national planning mechanisms, taking due account of environmental conservation.

4-3 It is recommended that island States work towards sustainable development through effective management of the ocean areas under their jurisdiction so as to conserve and manage the environment and resources, in order to achieve a long-term sustainable utilization of marine living resources.

4-4 In their effort to achieve sustainable development, the nature, history, culture, politics, and institutional arrangements (e.g., traditional use and ownership of land and the sea) that are unique to the States and islands concerned should be taken into account.

4-5 It is recommended that the international community work with island States to identify the necessary forms and level of support through proper evaluation and analysis of the problems and their causes. The international community should provide focused cooperation and financial support to address identified needs.

4-6 In order to manage islands and their surrounding ocean areas effectively, it is necessary to establish systems or frameworks for the management and development of islands, to enhance capacity in national administrations and to support national community awareness programmes. Close working relations with NGOs should be explored and harnessed.

4-7 It is important to manage the various problems impacting the conservation and management of islands and their surrounding ocean areas through approaches that recognize the interconnected nature of islands and their surrounding ocean areas.

5. Toward Realization of This Policy Proposal

5-1. Island States are facing various challenges affecting their islands and surrounding oceans. These issues are closely interconnected and thus it is important to find solutions to them in an integrated manner.

5-2 We recommend that in order to respond to these issues, island States should develop and adopt integrated policies and plans for oceans, coasts, and islands based on their respective social and cultural backgrounds, and then establish implementing institutions and organizations.

5-3 We support the development of island State policies and plans that promote an integrated approach, given the interconnected nature of ocean management issues and the requirements for States to share in the responsibility of managing the oceans under UNCLOS and other international initiatives, such as The Future We Want (Rio+20), Agenda 21 (Rio summit), the World Summit on Sustainable Development (WSSD) Plan of Implementation, the Barbados Programme (1st SIDS) of Action and the Mauritius Strategy(2nd SIDS). It is desirable that the Ocean Declaration (Ocean Days, Rio+20), which calls for action to meet the sustainable development goals for oceans, coasts, and SIDS, is used as a reference.

5-4 OPRF, ANCORS and their technical partners urge the international community to give full consideration to these recommendations, promote their implementation, and work for their inclusion in the Action Plan for the Third International Conference on SIDS in 2014 and the Sustainable Development Goals in 2015.

リオ+20成果文書「The future we want（私たちが望む未来）」 海洋関連項目の抜粋（和訳）から島嶼国関連項目抜粋

海洋と海

165. 海面上昇や海岸浸食は、特に開発途上国の多くの沿岸地域や島嶼にとって深刻な脅威であることに私たちは注目し、この点において私たちは、これらの問題に取り組む努力の強化を国際社会に要求する。

174. 私たちは、開発途上国からの水産加工物の市場アクセスを改善することを含め、持続可能な漁業の利益を保護し、持続的に管理し、実現するための国家能力を開発することにおいて、開発途上国、特に後発開発途上国、および小島嶼開発途上国をさらに支援する戦略の選別と主流化を2014年までにを行うことを強く求める。

175. 私たちは、特に開発途上国、主として小島嶼開発途上国の自給自足を行う小規模な職人的な漁民および女性漁業労働者、ならびに土着の人々とそのコミュニティーによる漁場へのアクセスを確保する必要性、および市場へのアクセスの重要性を観察することを誓約する。

176. また私たちは、特に島嶼やその他の沿岸諸国に対する珊瑚礁の経済的、社会的、環境上の重要な貢献、ならびに気候変動、海洋の酸性化、過剰漁獲、破壊的漁業慣行、および汚染などの影響に対する珊瑚礁やマングローブの重大な脆弱性も認識している。私たちは、珊瑚礁とマングローブの生態系の保全およびその社会的、経済的、環境上の利益の実現、ならびに技術協力と自発的情報共有の促進を視野に入れた国際協力を支援する。

小島嶼開発途上国

178. 私たちは、小島嶼開発途上国は、その規模の小ささ、遠隔地であること、限られた資源と輸出基盤、ならびに気候変動やより頻繁かつ強烈に起こる可能性のある自然災害による広範な影響を含む地球環境問題や外的な経済ショックにさらされているといったその独自の特殊な脆弱性という観点において、持続可能な開発にとって特殊ケースであり続けることを再確認する。モーリシャス戦略を5年にわたり評価した結果、小島嶼開発途上国は他のほとんどのグループに比べて発展が遅く、経済的な観点、特に貧困削減と債務の持続可能性の観点ではむしろ退行しているとの結論が出たことに私たちは危惧の念をもって注目する。海面上昇や気候変動によるその他のマイナス影響は、小島嶼開発途上国に対し、また持続可能な開発を達成するためのその努力に対し重大なリスクをもたらし続け、そして多くの小島嶼開発途上国にとっては、一部の国が領土を失うことを含めて、その存続と生存可能性に最も深刻な脅威を示している。私たちはまた、小島嶼開発途上国がジェ

ンダー、保健衛生、教育、および環境の分野で発展してきたのに対し、ミレニアム開発目標の達成に向けてのこれらの国々の全体的な発展は一様でないことにも懸念を抱き続けている。

179. 私たちは、バルバドス行動プログラムおよびモーリシャス戦略の実施において小島嶼開発途上国を支援する努力を継続、強化することを要求する。私たちはまた、小島嶼開発国が持続可能な開発を達成する際に直面する複数の現在起こっている問題や新たに発生する問題に合わせて、これらの国々への国連システムによる支援を強化することも要求する。

180. バルバドス行動プログラムおよびモーリシャス戦略に基づき、小島嶼開発途上国が直面する持続可能な開発の問題に取り組むために調整され、均衡が取れ、かつ統合化された行動の重要性を認識しながら、私たちは2014年に小島嶼開発途上国に関する第3回国際会議の開催を要求する。そして私たちは、第67会期国連総会が、同会議の様式を決定することを期待する。

「Oceans Day at Rio」 共同議長声明 「Rio Ocean Declaration (リオ海洋宣言)」

リオ+20、そしてその後において、海洋、沿岸、および小島嶼開発途上国 (SIDS) のための持続可能な開発目標を達成する強力かつ速やかな行動を要求、および「オーシャンズ・デー・アット・リオ+20」での共同議長声明

2012 年 6 月 16 日

リオ・コンベンション・パビリオン

国連持続可能な開発会議

ブラジル、リオデジャネイロ

169 の組織、46 カ国から 375 を超える参加者が集まったリオ+20 会議でのハイレベルな海洋イベント「オーシャンズ・デー・アット・リオ+20」の共同議長は、海洋、沿岸、および小島嶼開発途上国 (SIDS) に関する、以下を含む強力かつ速やかな行動を要求する。

- ・ 国、地域、および国の管轄権を超えた海域での生態系に基づく管理／総合的な海洋・沿岸域管理 (EBM/IOCM) の成功している取り組みを拡大すること。
- ・ 以下の条項を含む、海洋、気候変動、および安全保障が相互に関連する問題に取り組むための統合的なアプローチの策定：温室効果ガス排出量の厳しい削減、沿岸域及び海洋の総合管理による生態系に基づく適応戦略、気候変動の最前線にある沿岸および島嶼のコミュニティのための適応を支援する十分な資金援助、主要炭素吸収源としての沿岸生態系の保全、特に海洋産業からの排出量削減および海洋再生可能エネルギーの開発による低炭素経済への動き。
- ・ 小島嶼開発途上国 (SIDS) および沿岸域開発途上国が自らの海洋資源から利益を得て、その資源を持続的に管理する能力、開発途上国および SIDS が直面する必要性や諸問題とバランスを取りながら資金提供の増加や技術移転を通じて気候変動に適応する能力、そして SIDS および沿岸域開発途上国の EEZ (排他的経済水域) の資源の持続可能な利用から生じる利益がその国のものになることを確保する海洋利用に関する諸協定の強化。

2012 年 6 月 16 日、ブラジルのリオデジャネイロで開催された持続可能な開発に関する国連会議 (リオ+20 会議) にて、あらゆる分野 (各国政府、政府間組織および国際機関、非政府組織、産業、および科学機関)、46 カ国から 375 を超える海洋関係の利害関係者が会した「オーシャン・デー・アット・リオ+20」は開催され、持続可能な開発における海洋、沿岸、および小島嶼開発途上国 (SIDS) の重要性について強調した。「オーシャン・デー・アット・リオ+20」はまた、海洋、沿岸、および SIDS のための 12 の具体的な誓

約にも焦点を当てた。

「オーシャン・デー・アット・リオ+20」の共同議長は以下を宣言する。

海洋は地球上の生活に必要不可欠であり、183 の沿岸国家と島嶼国家を含むすべての国にとって経済的、社会的、および文化的に非常に重要である。海洋および沿岸域は、

- ・ 私たちが呼吸する酸素の半分を作り出し、大気中の二酸化炭素の 93%超を循環させ、自然に隔離された炭素の半分超を貯蔵し、そして過去 200 年間地球の大気システムに加えられた熱の 80%を吸収する地球の生命維持装置である。
- ・ 世界の国民総生産（GNP）の推定 61%を供給すること、船舶輸送により世界の貿易の 90%を支援すること、そして漁業により 42 億人超に対してその人が消費する動物性たんぱく質の 15%超を供給することなどにより、重要な社会的、経済的、栄養上の恩恵を与え、地球規模の経済を支える。

さらに私たちは、地球規模のコミュニティに必要不可欠な資源、食糧・栄養の安全保障、および極めて重要なサービスを提供する海洋の能力を危うくする多くの脅威や負の推進力に、大きな不安を抱きながら注目している。

これらの脅威には以下が含まれる。

- ・ 気候変動、海洋酸性化、汚染（海洋ごみを含む）、過剰漁獲、違法・無報告・無規制（IUU）漁業、破壊的漁業慣行、および生息地の破壊と悪化から生じる脅威の拡大
- ・ 弱体な監視、制御、執行、および法令順守／予防原則および生態系に基づく原則の不適切な統合／海洋資源および沿岸資源を効果的に管理する能力の不足／海洋および沿岸の問題に対する政治的優先順位の低さ／乱獲につながる有害な補助金の持続／不適切な公衆教育と意識

リオ+20 の成果文書において、海洋、沿岸、および SIDS に高いレベルの注意が払われたこと、持続可能な開発の 3 つの柱を達成する上でのそれらの重要性が正しく認識されていること、そして過去 20 年間に海洋および沿岸管理に対する統合的な生態系に基づくアプローチの実施が大きく進展したという事実に対して、私たちは感謝の意を表す。

私たちは、リオ+20 会議に出席した世界のリーダーに対し、以下の方策を通じて、海洋、沿岸、および SIDS に関連した持続可能な開発目標を達成するため速やかに措置を講じることに同意することを要求する。

1. 総合的海洋管理

生態系に基づく管理／統合的海洋沿岸域管理（EBM/IOCM）の成功している取り組みを

拡大する。

- ・ 国家レベルでは、統合的海洋沿岸域管理機関と意思決定プロセスの強化を通じて、全体の海岸と海を含め、国家の管轄下にある海洋と沿岸の法律の制定を包括する。
- ・ 地域レベルでは、大規模海洋生態系プログラムと地域海洋プログラムなどを通じて、地域および国レベルでのアクションを導くために EBM/IOCM に関する地域プロトコルの採用を奨励する。
- ・ 国家管轄権を超えた海域では、既得権限を持つ組織やプロセスを経て、複合利用による紛争に対処し、新たな利用法を管理し、脆弱な生態系と海洋生物多様性を保護する。

2. 気候と海洋

気候変動に関する国連枠組条約（UNFCCC）の内部および外部において、海洋、気候変動、および安全保障の相互に関連する問題に対処する統合的なアプローチを策定する。それには以下の条項が含まれている。

緩和策

- ・ 沿岸コミュニティ、海洋生態系、海洋化学に及ぼす過酷な影響を避けるために、温室効果ガスの厳しい排出削減を採択する。
- ・ 国際海事機関（IMO）その他の取り組みを含む海洋産業からの排出量を削減する取り組みを加速する。
- ・ 主要炭素吸収源（「ブルーカーボン」）として、持続可能な沿岸生態系を保全・管理する。

また、気候変動緩和のための主要ツールとして、UNFCCC の政策や資金調達のプロセスにブルーカーボンを統合する。

- ・ とりわけ海洋空間計画により導かれる、海洋における再生可能エネルギー（例えば、洋上風力発電、波力エネルギー、潮汐発電など）を持続的に開発する。
- ・ 炭素回収・貯蔵についての規制システムを検討し、開発する。

適応

- ・ 沿岸コミュニティの脆弱性を軽減し、防災、弾力性、および適応能力を構築するために、国、地域、地元レベルでの統合的海洋沿岸域管理機関を通じて生態系に基づく適応戦略を実施する。これには、沿岸の復元、および海洋保護区のネットワークの確立と効果的な管理が含まれる。
- ・ 特別な沿岸適応基金の可能な創設も含めて、気候変動の最前線にある、沿岸と島嶼のコミュニティのための適応を支援するために、改善された適応コストの見積りに裏付けられた十分な資金を提供する。
- ・ 気候変動の結果による沿岸人口の移住に関する問題に対処するための対策を開発し、支援する。

能力開発、科学的モニタリング、および公共教育

- ・緩和策と適応策、早期警戒システム、災害リスク軽減を行うための能力を確立するために SIDS と開発途上国への技術的および財政的援助を提供する。
- ・全地球海洋観測システムの一環としての全地球海洋酸性化の観測ネットワークの実施を含め、海洋環境評価、モニタリング、および予測のためのすべての国の科学的能力を確立する。
- ・新たに発現する問題は、様々な意思決定と規制の枠組みにおいて速やかに検討され、適切に対処されていることを確認するために、主要なメカニズムとして、国連海洋環境に関する報告とアセスメントに係るレギュラー・プロセスを通じて、国家および地域レベルで科学政策機構を推進する。
- ・一般公衆の意識を向上させるため、特に SIDS と沿岸コミュニティにもたらされる危機意識を向上させるため、そして緩和策と適応への対応の支援を触媒するために、公共への広報と教育活動を展開する。

3. 海洋保護区 (MPA) のネットワークを通じた海洋生物多様性の保護

2020 年までに海洋と沿岸域の少なくとも 10%を保全し管理するという生物多様性条約愛知ターゲットを達成するという観点から、海洋空間計画や海洋保護地域のネットワークによることを含め、統合された海洋管理という文脈のもと、海洋生物多様性の保全と持続可能な利用を確保するための生態系に基づくアプローチを実施する。

4. 食糧安全保障、社会・経済的便益のための水産業の推進

ヨハネスブルグ実施計画で成立したコミットメントを再確認し、IUU 漁業を阻止、防止、排除し、過剰能力、過剰漁獲や IUU 漁業につながる環境的・社会的に有害な漁業補助金を排除する。

開発途上国と SIDS が、園ぎよぎょうから、経済、社会、及び栄養の上での便益を増加させるために、強化された漁業管理（例えば、過剰漁獲を回避または排除し、有害な捕獲方法を廃止し、枯渇する漁業資源を回復するような方法により漁獲能力と慣行を調整する）を通じて漁業資源を最適利用できるようにこれらの諸国の能力を高める。

5. 能力開発：気候変動に取り組み、海洋資源を管理するために SIDS と開発途上国の能力を高める

海洋資源からの恩恵を受け、海洋資源を持続的に管理し、気候変動に適応するために、以下を行うことにより小島嶼開発途上国 (SIDS) と沿岸域開発途上国の能力を高める。

- ・気候変動に適応する能力を向上させるために、SIDS と沿岸域開発途上国への財政支援を提供し、改善されたコストの見積もりにより裏付ける。
- ・開発途上国と SIDS が直面している必要性や課題に見合った、能力開発に向けられる融資の総額を増やす。

- ・ SIDS と沿岸開発途上国の排他的経済水域（EEZ）において、社会的公正、資源保護、および公的な透明性を保証し、SIDS の EEZ と開発途上の沿岸国の資源の持続的利用から発生する利益がそれら諸国に生じることを保証するための漁業パートナーシップ協定を含む海洋利用協定。

6. すべての海洋汚染源の制御

陸上および海洋を発生源とする海洋廃棄物、残留性有機汚染物質、重金属、および窒素基化合物を含む海洋汚染を以下の項目を通じて軽減する。

- ・ 国家行動計画と地域の陸域発生源とするプロトコルの履行についての能力開発の強化を含め、陸上活動から海洋環境の保護に関する世界行動計画（GPA）の実施を支援する。
- ・ 海洋ごみに関する地域プログラムを開発し、その履行および参加を支援するために、そのプログラムを国家予算に組み込む。
- ・ プラスチック、他の海洋ごみの海洋投棄と漁具の海への放棄と廃棄を防止し、軽減するために、革新的な経済的インセンティブ／対策を開発・活用する（例えば、ビニール袋税、生産者責任の拡大、統合廃棄物管理システムを有する沿岸地域のための褒賞ベースのインセンティブ、ごみの不法投棄の罰金、海洋ごみを除去する漁業関係者への褒賞）。

7. ブルー・エコノミーに向けての動き

ブルー・エコノミーに向けて、海洋資源の利用が、収入や雇用、汚染や廃棄物の削減、社会的公正および包括性、食糧および栄養上の安全保障、ならびに貧困の低減に寄与するような対策を講じるために、以下のことを実施する。

- ・ 成功しているブルー・エコノミー・イニシアチブの拡大（例えば、責任のある沿岸観光の利用、持続可能な海産物捕獲の認証）、技術移転を通じた実施手段の強化、財源の供、ならびにベスト・プラクティスの共有
- ・ 海洋資源に関わる開発計画についてのより効果的な意思決定のための生態系サービスに対する評価と支払いの支援
- ・ 代替生計手段の開発支援
- ・ 海洋再生可能エネルギーを含む、クリーンで再生可能な技術の研究、開発、および移転の支援

リオ+20の先を見据えて

私たちは、海洋および沿岸に関する持続可能な開発の制度の枠組みはリオ+20のプロセスにおいて十分に取り扱われておらず、このことは、さらに注意を払って具体的な活動を行う必要のある重大な部分であることに注目している。

私たちは、海洋に関する持続可能な開発の制度の枠組みを再評価するための次の段階で、「世界の海洋に対する憲法」たる国連海洋法条約（UNCLOS）の30周年記念を含む、主要な機会を利用する必要性を認識している。

次の段階において、以下の具体的な対応を早急に講じる必要がある。

- 国レベル、地域レベル、国家の管轄を超えた海域における海洋および沿岸についての制度の枠組みを再評価することにより、既存のメカニズムの任務の調整や強化、または管理・調整された一貫性ある多用途の海洋ガバナンスに対する新しいメカニズムの作成などを通して、生態系に基づく総合的な海洋沿岸域管理の実施の改善を行う。
- 海洋を国連システムの最高位（国連事務総長）に高めて、海洋に関する高レベルの団体／調整メカニズムの設立などによって、重大な脅威および機会に対して分野横断的なアプローチ、ならびに適切かつ適時のアプローチを行うことができる。
- とりわけ、炭素回収・貯蔵、沖合水産養殖、沖合深海石油開発、ならびに海洋遺伝子資源に対する生物資源調査など、新しい問題や明らかになった問題に対する生態系および予防アプローチに基づく適切な法的枠組みおよび政策枠組みを作成する。

この報告書は、ポートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成25年度 島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究
報告書

平成26年3月発行

発行 海洋政策研究財団（一般財団法人シップ・アント・オーシャン財団）

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル
TEL 03-5404-6828 FAX 03-5404-6800
<http://www.sof.or.jp> E-mail : info@sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN978-4-88404-309-4